

第2部 後期基本計画

第1章 健やかで安らぎのある、心豊かなまち

第2章 地域の特性を活かし、多様な産業、観光・交流機会のあるまち

第3章 自然と共生し、快適に暮らせるまち

第4章 地域一体となり、新しい時代を創造するまち

第5章 ふれあい、学びあい、生き生きとした暮らし育むまち

第6章 住民参加とさまざまな交流により開かれたまち

第1章 健やかで安らぎのある、心豊かなまち

第1節 だれもが生き生きと暮らせる福祉社会の実現

1. 高齢者福祉の充実

現状と課題

わが国では高齢化が急激に進行し本格的な高齢社会を迎えています。このような状況のなか、介護を必要とする高齢者の増加とともに、介護給付費の増大や介護する家族の負担も大きくなっており、介護基盤の整備と高齢者福祉の充実がより一層重要となっています。

平成17年度に行われた介護保険制度の改革では、地域における介護予防や日常生活支援の方向性が示され、予防重視型システム*へと転換が図られており、制度の持続性を高め、安心して生き生きと生活できる地域づくりが求められています。

有田川町では、高齢化率の増加とともに、高齢者単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯が年々増加しており、要介護認定者数、要介護認定率ともに増加傾向にあり、平成22年の要介護認定率は19.1%となっています。要介護認定者数の増加に伴い、介護サービスと保健福祉サービスが密接に連携した体制の整備や、できる限り要介護状態に陥ることがないように介護予防に向けた取り組みを推進する必要があります。

今後、いわゆる団塊の世代が高齢者となることなどを踏まえ、高齢者の積極的な社会参加を促進する環境づくりを進めるとともに、住み慣れた地域で自立した生活が続けられるよう地域と共に高齢者を支える体制づくりが必要となっています。

■高齢者の状況

(単位：人、世帯、%)

		平成12年	平成17年	平成22年
高齢者数		7,795	8,259	8,208
高齢化率	有田川町	26.4	28.8	30.3
	和歌山県	21.2	24.1	27.3
	国	17.3	20.1	23.0
ひとり暮らし高齢者数		954	1,062	1,177
高齢者のいる世帯	世帯数	5,201	5,337	5,259
	割合	57.4	58.6	57.1

資料：国勢調査

* 予防重視型システム：要介護状態になる前や軽度の要介護状態にある高齢者に対するサービスを充実させ、要介護状態になることや状態の悪化を予防するための体系。

■要介護認定者の状況

(単位：人、%)

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
要介護認定者数	1,193	1,332	1,363	1,409	1,488	1,561
要介護認定率	14.6	16.1	16.5	17.1	18.0	19.1

※数値は第1号被保険者のみ

資料：介護保険事業状況報告

住民からの提言・・・

- 一人暮らし高齢者等への日常金銭管理サービスを充実してほしい。
- ひとり暮らし高齢者に対する支援を行ってほしい。
- 介護施設への入所の待ち時間をなくしてほしい。
- 介護サービスを体験したことがないお年寄りにも、知ってもらえる工夫をしてほしい。
- 高齢者の生きがい活動の場を充実してほしい。

施策の方向

指 標 高齢者が生きがいを持ち健康に暮らせると感じている住民の割合

目標値 50.0% (H18住民意識調査…37.2%、H22住民意識調査…30.5%)

だれもが高齢期を住み慣れた地域で、元気で安心して暮らせるよう、地域一体となった高齢者支援体制づくりを推進するとともに、高齢者が長年培ってきた知識や経験・技能を活かしたさまざまな交流機会や活動機会を創造することにより、高齢者の社会参加を促進し、健康維持を図ります。

要介護にならない健康な暮らしを育むための介護予防活動の推進や保健サービス、安心して暮らせるよう高齢者を支援する介護保険サービスなど、きめ細かな福祉サービスの充実を図ります。

(1) 高齢者福祉サービスの充実

- 包括支援センターを中心に高齢者やその家族のニーズを把握し、個々の実情に応じた相談、支援の充実に努めます。
- 介護保険計画に基づき、特別養護老人ホームの増床を図ります。
- 地域福祉権利擁護事業*を推進し、成年後見制度*についての周知・啓発を図ります。

*地域福祉権利擁護事業：認知症や知的障害者などにより判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

*成年後見制度：認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な成人に対し、その人の主体性や意思に即して財産管理や、身上監護が行われる制度。

(2) 介護予防と健康づくりの推進

- 生きがい活動支援通所事業や生活管理指導事業、高齢者運動指導事業等を通し、介護予防活動を推進します。

(3) 高齢者の社会参加の促進

- 高齢者の豊かな知識や経験を活かしたボランティア活動や、地域との交流活動ができる社会活動老人クラブ活動の振興に努めます。
- ハローワークなどと連携した高齢者の雇用対策や情報発信を図るとともに有田川町シルバー人材センターへの支援を行います。
- 高齢者が気軽に外出できるよう移動手段の確保に努めます。
- 高齢者を対象としたいきいき大学の開催や、公民館事業において高齢者教室などを実施し、高齢者の社会参加による健康維持を図ります。

2. 児童福祉の充実

現状と課題

少子化の進行とともに、人々の価値観やライフスタイルも多様化し、女性の社会参画や核家族化の進展により、子育て環境は大きく変化しています。

有田川町では、3歳以上の就学前児童のほとんどが希望する保育所に入所できており、幼児教育の側面も踏まえた保育環境の充実に努めています。なお地域の児童数によって保育所間の入所児童数には差が生じています。近年では、0～2歳の低年齢児保育をはじめ、延長保育や一時保育などといった保育に関するニーズが多岐にわたっており、一部の保育所や町外での利用によって対応を図っていますが、こうした保育環境を取り巻く社会的な要請に対応できる効果的な体制づくりや施設の充実が必要となっています。

また、0歳から15歳までの一貫した教育を進めるため、子どもたちが育つ地域の特性や文化性を大切にしながら、保育所・小学校・中学校の交流等を行っています。

その他の子育て支援としては、育児教室を実施しているほか、地域の団体が主体となって学童保育や0歳児からの一時保育を行っています。

近年、大きな社会問題となっている児童虐待については、早期発見、家庭における子育て支援策の充実などを推進する必要があります。

安心して子どもを産み、健やかに育てる総合的な子育て環境を築いていくためには、地域ぐるみの支援体制の確立が不可欠となっており、住民や行政、関係団体等との協働により、総合的かつ効果的な取り組みを推進していくことが必要となっています。

■保育園、園児・児童の状況

(単位：ヶ所、人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
保育園(所)数	9	9	9	9	9	9	9
園児・児童数	858	824	801	814	795	821	790

資料：こども教育課

審議会での意見・・・

- 待機児童対策を行ってほしい。
- 子どもの遊ぶ所がほしい。

施策の方向

指 標 子育て支援や保育機能が充実していると感じている住民の割合

目標値 40.0% (H18住民意識調査…28.2%、H22住民意識調査…40.9%)

未来を担う子どもたちが明るく健やかに育つことができるよう、家庭や保育所・学校、地域が一体となった子育て支援体制の確立を図るとともに、子どもや親同士が集える場や地域住民との交流機会を創出し、地域社会全体で子育てを支える環境整備を図ります。

また、だれもが安心して子どもを産み育てることができるよう、多様なニーズに対応する保育サービスの充実や子育てに関する教育・相談体制の充実、子育てに関する経済的支援を行います。

(1) 保育サービスの充実

- 多様な保育ニーズに対応するため、延長保育や土曜保育、低年齢児保育等を行うとともに、在宅児を対象とした一時保育などの保育サービスをより一層充実します。
- 保育のあり方などを検討し、子どもの発達に応じた保育を実施するため、関係機関と連携して保育に取り組みます。
- 保育士は、保育内容の充実を図るため、資質向上に向けた各種研修会への参加や研究発表などの自己研鑽に努めます。

(2) 子育て支援の充実

- 第3子以降出産祝金制度やチャイルドシート助成金、貸与制度等の子育て支援に関する制度の充実に努めます。
- 安心して子育てのできる環境づくりを推進します。
- 子育てに悩み不安を抱く保護者が多いことから、地域子育て支援センターと各専門機関が連携し情報の共有を図り、身近に適切な相談・支援ができる場をつくります。
- 0歳～15歳の一貫した保育・教育を目指し、保育所・小学校・中学校が連携して生活面や学習面での指導方針を策定し、保護者や地域住民とともに子どもの豊かな育ちの実現に努めます。

(3) ひとり親家庭の自立支援

- ひとり親家庭が自立した社会生活を営めるよう、関係機関と連携を図り、相談や生活支援の充実を行います。

3. 障害者（児）福祉の充実

現状と課題

障害のある人は、年々増加傾向にあるばかりでなく、障害の重複化や多様化、本人及び介護者の高齢化が進んでいます。

国の障害者福祉政策は、障害のある人が権利の主体として、利用したいサービスを自己選択・自己決定できる制度へと見直しが行われ、施設や病院に入所・入院する人が自ら選択する地域へ移行し、生活することを支援する方向に重点を移してきています。

障害のある人が地域で生活するためには、障害の程度に応じた支援が必要となり、より一層の在宅福祉サービスの充実や社会参加の促進、生涯にわたる学習機会の充実等を進めていく必要があります。

障害者の社会参加という観点から、就労の機会の充実や地域の中での交流の活性化などを進めていく必要があり、障害をひとつの「個性」として捉え、だれもがお互いを尊重することができる地域社会の構築を促進するため、住民へのノーマライゼーション理念のより一層の浸透が求められています。

有田川町においては、障害者計画及び障害福祉計画に基づいた施策の推進に努めており、適切な情報提供や相談体制の充実など、障害者やその家族の生活を支援する施策のさらなる充実が必要です。

■ 障害者手帳所持者の状況

(単位：人)

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
身体障害者手帳所持者数	1,339	1,413	1,504	1,562	1,583	1,587	1,591
療育手帳所持者数	132	138	145	174	174	186	188
精神障害者保健福祉手帳所持者数	46	60	73	76	70	87	87

資料：福祉課

住民からの提言・・・

- 若年障害者への福祉サービスを充実してほしい。

施策の方向

指 標 障害者が自立して生活し社会参加しやすいと感じている住民の割合

目標値 20.0% (H18住民意識調査…11.3%、H22住民意識調査…13.5%)

ノーマライゼーション理念の普及を進め、障害者への理解を促進し、さまざまな個性を尊重し合える社会づくりを推進します。

障害者の自立と社会参加を促進するため、障害や生活の状況に応じた福祉サービスの充実や相談体制の強化に努めるとともに、交流事業や雇用就業の促進を図ります。

(1) 障害者の生活支援

- 障害者やその家族に対して、制度等の情報提供や相談体制の充実を図ります。
- 利用者の状況に応じて、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、地域生活支援事業を実施します。
- 重度心身障害者に福祉タクシー利用助成を行います。
- 障害者が支援を受けながら、共同生活できるグループホーム、ケアハウスの整備を推進します。

(2) 障害者の社会参加の促進

- ノーマライゼーション理念の普及のため、障害者への理解を促進し、障害のある人が自由に社会参加できるように努めます。
- 障害者またはその家族などの活動を支援するとともに、身体障害者連盟及び障害児者父母の会などの団体へも併せて支援を行います。
- 障害者の職業訓練や企業への障害者雇用の働きかけなどの就労機会の拡大を図ります。

4. 地域福祉の充実

現状と課題

近年、少子高齢化の進展や地域における相互扶助機能の弱体化など、家庭や地域を取り巻く環境が大きく変化し、高齢者の孤独死、家庭内暴力、虐待、ひきこもり等が新たな社会問題となっています。だれもが安心して幸せに暮らすことのできるまちづくりには、行政の取り組みに加えて、住民や各種団体、事業者等と協力しながら、地域福祉を推進することが求められています。

有田川町においては、現在、ボランティア団体 52 団体、人員 784 人が登録され、幅広い活動が行われており、今後も社会福祉協議会などとの連携を強化し、さらなるボランティア団体の育成と活動の支援が必要となっています。

住民自らが積極的に地域福祉に関わり、すべての住民を巻き込んだ地域福祉ネットワークの構築が必要です。地域福祉の仕組みづくりと合わせて、地域の支え合い、助け合いを先導していく役割を担う人材の育成が求められます。

住民からの提言・・・

- 子どもから高齢者まで幅広く交流する機会をつくってほしい。
- 災害時の助け合いボランティアと町との連携を図ってほしい。
- 地域のコミュニティバスを増便してほしい。

施策の方向

指 標 ボランティア登録人員

目標値 1, 500人 (H18実績…1,055人、H22実績…784人)

だれもがいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住民の福祉に対する理解と参加を促すとともに、ともに支え合い、助け合う地域の福祉ネットワークの形成を図ります。

あらゆる施設のユニバーサルデザインによる整備や普及・啓発に努め、高齢者や障害者をはじめ、すべての人が利用しやすい施設などの整備を推進します。

(1) 地域福祉ネットワークの確立

- 民生委員、児童委員を中心に、地域サロンの立ち上げや地域見守り活動などのボランティア啓発活動を進め、自治会、老人クラブ、社会福祉協議会が連携する体制の確立を図ります。
- 地域に密着した福祉活動を促進するため、ボランティアリーダーの人材育成と団体の育成を支援します。

(2) 地域福祉社会の形成

- 住民福祉に対する理解の高揚と福祉活動の参加を促進し、地域でともに助け合い、支え合うという意識の醸成を図ります。

(3) 低所得者の自立支援

- 生活困窮世帯の実情の的確な把握による生活の安定と相談・指導の充実に努めます。
- 関係機関の連携により、就労による経済的自立を促進します。

第2節 住民の健康づくりと保健・医療の充実

1. 健康の保持・増進

現状と課題

高齢者の増加や生活習慣の変化により、慢性疾患や生活習慣病が増加傾向にあり、個人の健康に対する関心も高まっており、健康の維持と介護予防のためのさらなる施策の充実が求められています。また、心の病を抱える人も増加しており、相談・支援の体制づくりとともに、感染症の予防などさまざまな健康課題への対応が必要です。

住民のだれもが健康な生活を送ることができるまちづくりを進めるためには、地域一体となって、生活習慣の改善など一人ひとりの意識の向上による取り組みを促進するとともに、若年層から老年層までのライフステージに対応した生涯にわたる健康づくりのため、関係機関や専門職等との連携を図りながら、健康教育や保健指導などを充実することが必要です。

有田川町では現在、各種健(検)診、予防接種、健康相談、健康教室、健康増進等、さまざまな保健活動に関する事業を実施しており、今後も生活習慣病の予防や、その要因とされているメタボリックシンドロームの予防に重点を置いた取り組みを推進することが必要です。

■各種健(検)診の状況

(単位：人)

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
国保特定健診				1,358	1,330	1,471
基本健診	1,971	1,517	1,599			
胃がん検診	1,009	764	842	983	931	1,010
子宮がん検診	956	829	1,012	1,058	1,345	1,568
乳がん検診	495	471	592	722	823	872
肺がん検診	1,807	1,288	1,396	1,242	1,228	1,320
大腸がん検診	1,159	936	1,073	1,144	1,170	1,250

資料：地域保健健康増進事業報告

住民からの提言・・・

- 高齢者の健康づくりの場を充実してほしい

施策の方向

指 標 特定健診受診率

目標値 65.0% (H18実績…21.9%、H22実績…22.6%)

住民一人ひとりが主体的に自らの健康に関心を持ち、健康な心と体づくりに取り組むことができるよう、地域一体となった健康づくり環境の整備を図ります。

住民の健康増進と健康に対する意識の高揚を図るため、特定健康診査*等実施計画を中心とした、各種健(検)診の充実と健康教室や講習会、健康相談等の各種保健事業の充実に努めます。また、感染症のまん延防止や啓発・相談活動の充実を図ります。

(1) 健康づくり活動の推進

- 国民の健康維持と現代病予防を目的として制定された健康増進法に基づき、がん検診の実施や啓発活動に努めます。
- 各種健(検)診や運動教室、栄養教室等の各種教室により、相談・指導を行い、住民の健康づくりの推進に取り組みます。
- 乳幼児健診や相談の場で食育の推進を図るとともに、食生活改善推進協議会、母子保健推進委員会等の地区組織や地域の保健師、栄養士等と協働して、住民参加による健康づくり組織とリーダーの育成、活動支援を図ります。
- 心のケアに関する啓発や相談・指導体制の強化に努めます。

(2) 保健事業の充実

- 平成20年に始まった国保特定健康診査の受診率の向上を図り、被保険者の健康維持に努めます。
- 母子健康手帳の交付や妊婦健診への費用補助、赤ちゃん訪問をはじめとした相談事業、健康診査、育児教室の実施に引き続き取り組みます。
- 関係機関が連携を取り、子育て環境を充実するための支援を推進することにより、子どもたちが安心して成長していく環境づくりに努めます。

(3) 感染症対策の推進

- 感染症のまん延を防ぐために、個別通知の実施や教育機関との連携による接種率の向上に努めます。
- インフルエンザや子宮頸がんについては、予防接種と併せて予防の啓発を図ります。

*特定健診：平成20(2008年)4月から40歳～74歳までの医療保険加入者(妊婦などを除く)を対象に、新しい制度としてスタートした健康診断・保健指導のこと。詳細は有田川町特定健康診査等実施計画参照。

2. 地域医療体制の充実

現状と課題

有田川町では、高齢化の影響により、今後さらに医療需要が増大すると考えられ、地元医師会や保健・福祉との連携による地域医療体制の充実とともに、広域での医療供給体制の整備、休日や夜間の救急医療体制の整備等、医療サービス全般にわたる質の向上が必要です。国民健康保険については、団塊世代の退職などによる加入者の増加に伴う医療費の増加などにより、国民健康保険財政は厳しくなっています。

医療費の抑制に向けた取り組みを推進するとともに、運営の安定に向け、税の徴収率の向上など適切な対応が求められます。

■医療機関の状況

(単位：ヶ所、床、人)

	施設数	病床数	医師数
病院	3	491	15
一般診療所	28	39	25
歯科診療所	14	0	13
計	45	530	53

資料：福祉課（平成23年4月1日現在）

■国民健康保険の状況

(単位：世帯、人、百万円)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
加入世帯	6,530	6,508	6,534	4,830	4,796	4,751
被保険者数	15,456	15,143	14,883	10,559	10,334	10,104
保険給付費	2,100	2,152	2,315	2,249	2,264	2,271

資料：国民健康保険事業年報

住民からの提言・・・

- 医師確保の対策を行い、無医村化を防止してほしい。
- 小児科医・産科医などの特定診療科における医師不足を解消してほしい。

施策の方向

指 標 救急・医療体制が充実していると感じている住民の割合

目標値 50.0% (H18住民意識調査…36.1%、H22住民意識調査…32.0%)

住民のだれもがいつでも安心して医療サービスを受けることができる地域医療体制の確立を目指し、広域的な医療機関相互の連携の強化や緊急医療体制の充実、医療サービスの質の向上に努めます。

増え続ける医療費の削減のため、医療費適正化への取り組みを強化するとともに、関係機関と連携し、各種医療費制度や地域医療体制の充実を図ります。

国民健康保険制度の適正な運営と国民健康保険財政の健全化に向けた取り組みを推進すると共に、国民健康保険の運営の安定に向け、国民健康保険税の収納率の向上などの取り組みを推進します。

(1) 医療体制の充実

- 広域的な医療機関相互の機能分担と連携強化、緊急医療などの医療体制の充実を促進します。
- 医療施設と保健・福祉施設の連携強化を図ります。
- 医療体制の拡充のため、医師、看護師等の医療従事者の確保に努めます。

(2) 医療保険・医療費助成の推進

- 国民健康保険制度の適正な運営を図るため、健康の維持・増進の目的で検診・健康指導を行うとともに、受診率の向上を図り、医療費の抑制に努めます。
- 国民健康保険税の収納率の向上を図ります。
- 子育て支援・障害者支援・高齢者支援の視点から医療費の助成やこども医療制度を運用することにより、家庭での医療費負担の軽減を図ります。

第2章 地域の特性を活かし、多様な産業、観光・交流機会のあるまち

第1節 魅力あふれる産業の振興

1. 農業の振興

現状と課題

近年の都市化に伴う農地の減少や後継者不足、農業従事者の高齢化が進むとともに、輸入農作物の増加や産地間競争等、農業経営を取り巻く環境は厳しくなっており、地域活力の低下につながっています。また「食」の安全性への関心の高まりや味に対する一層のこだわりなど、消費者ニーズが多様化、高度化しており、質の高い農産物の生産が求められています。

有田川中・下流域においては、「有田みかん（温州みかん）」を核とした、中晩柑類などの柑橘専作や落葉果樹（スモモ・梅・柿・ブドウ・ブルーベリー）、花卉（スプレーギク・トルコギキョウ）、野菜類（シシトウ・トマト）との複合経営を営む農業生産が盛んであり、有田川上流域では、水稻を基幹としながら日本一の生産量を誇るぶどう山椒や花卉・花木、気候風土を利用したトマト、シシトウ等の高冷地野菜が生産されています。

温州みかんについては、ありだ農業協同組合A Q総合選果場及びマル賢共選において非破壊糖酸センサーなど最新機器を備えた選果機の更新を図りました。また、山椒については更なる消費拡大を図るため、加工施設等の整備を行いました。

いずれの地区においても、農業就業者が高齢化するなかでの担い手不足とそれに伴う耕作放棄地の増加、消費の低迷による産地間競争の激化や生産量の低下、鳥獣被害の増加が深刻な課題となっているため、農地銀行活動や中山間地域等直接支払事業、鳥獣害防止対策事業等を実施し、農地の保全と鳥獣被害の軽減に努めていますが、鳥獣被害や耕作放棄地は増加の傾向にあり、更なる対策が必要となっています。

■農家数の状況

（単位：戸）

	平成7年	平成12年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
専業農家	1,126	967	986	986	986	986	986	1,064
第1種兼業農家	875	672	615	615	615	615	615	410
第2種兼業農家	1,514	890	763	763	763	763	763	714
計	3,515	2,529	2,364	2,364	2,364	2,364	2,364	2,188

資料：平成17年までは農林業センサス、平成18年より和歌山県農林水産統計

住民からの提言・・・

- 耕作放棄地対策に取り組んでほしい。
- 農地の貸し借りの積極的な斡旋をしてほしい。
- 農業に携わる若者への支援をしてほしい。
- 新規就農者の育成、支援、継承をしてほしい。

施策の方向

指 標 農業生産額

目標値 100億円（H17…94億7千万円、H21…95億2千万円）

地域産業の根幹を成す農業について、農業収益の向上と営農労力の軽減を図るため、農業生産基盤の整備や農業経営・生産体制の強化を推進するとともに、遊休農地の有効利活用に努めます。

地域の特性を活かした魅力ある農業を目指すため、地域農業を支える担い手の育成や農作物のブランド化など付加価値の高い農作物づくりを推進します。

関係機関と連携し、新たな流通システムの構築と農産物の加工販売の促進を図るとともに、都市住民を対象にした観光農業や体験農業を推進します。

（１）農業生産基盤の整備

- 農業収益の向上と営農労力の軽減のため、老木園の改植、優良品種の導入、農道、ほ場整備、近代化施設・機械の導入を推進します。
- 環境保全、防災機能等を重視した農地の適正な保全に努めます。
- 農業の効率化と生産性向上を促進するため、農道等の生産基盤の整備や農業経営・生産体制の強化を推進します。

（２）農業経営・生産体制の強化

- 農地の有効利用及び総合的な農業生産力の増進を図るため、地域農業者の集落営農、グループ協業組織化、法人化等を支援します。
- 農業経営力強化のため、生産、加工、販売等の事業分野の開拓支援を行いながら、農・商・工の連携を図ります。
- 都市住民を対象とした観光農園・体験農業の推進に努めます。
- 農地の遊休化を防止し、農地の持つ多面的機能を確保するため、農地銀行活動等に取り組みます。
- 農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的利用を推進します。
- 県やありだ農業協同組合とも連携しながら高齢農家などへ農作業の軽減化や農作業を支援できる体制の整備などに努めます。
- 年々深刻になりつつある有害鳥獣対策等を積極的に推進します。

（３）農業の担い手の育成・確保

- 認定農業者・若手後継者・農業従事者・女性農業者・定年帰農者・新規就農者・農業生産法人など多彩な担い手の育成・確保に努めます。
- 結婚相談所によるイベントの開催など、若者に出会いの場を提供し、若手後継者や女性農業者の育成・確保に努めます。

(4) 付加価値の高い農産物づくりの推進

- 産地間競争が激しくなるなか、「有田みかん」をはじめ、地域農産物のブランド価値の更なる向上を図ります。
- 地域の特性を活かした適地適作に努め、付加価値が高く、高品質な農産物の生産拡大を推進するとともに、農業協同組合、商工会、観光協会や民間企業などの関係機関と連携し、積極的に県内外へのPR活動に努めます。
- 農産物を使った特産品の開発を推進するとともに、県やありだ農業協同組合などとも連携して、ブランドありだ果樹産地構造改革計画を推進します。
- 安心・安全な食品提供のため、低農薬栽培等の環境に配慮したエコ農業を支援します。

(5) 農産物の加工販売、流通の促進

- 特産物の流通・販売戦略等、マーケティング関連調査研究の促進に努めます。
- 第2次産業、第3次産業の導入を図り、生産から加工・販売までを一貫して行う6次産業化を支援します。
- 食育推進計画に基づき、地産地消を推進します。
- 住民や観光客への地元農産物の周知と流通の支援に努めます。
- インターネットやアンテナショップを通じて、情報の発受信に積極的に取り組み、消費者ニーズの的確な把握と販売の促進を支援します。

2. 林業の振興

現状と課題

林業従事者は全国的に高齢化と後継者不足のため減少の一途をたどっています。また、長期に低迷している木材価格のため林家の育林への投資が十分に出来ない状況にあります。

有田川町の森林面積は 26,989ha で町全体の約 77%を占めています。

林家（山林所有者）総数は 1,176 戸で 10ha 未満の林家が 86.0%を占め、所有規模は全般的に極めて零細な状況となっています。

このような状況のもと、森林組合等林業事業者を中心に作業の軽減を図るため高性能林業機械を導入し、間伐材を搬出するための作業道の整備を進め、低コスト施業を進めると共に、林業担い手社会保障制度等拡充対策事業により林業労働者の社会保障の充実、林業新規参入者の確保及び長期雇用・定着の促進、林業労働力の育成確保に努めていますが、更なる充実が求められます。

紀の国森づくり基金活用事業や町内 3 箇所に企業の森を設置する等、森林の持つ重要性の啓発や植樹ボランティアの育成に努めています。

森林には温暖化の防止など環境への好影響や森林浴などによる癒しの効果もあるため、町の魅力のひとつとして、適切な維持・管理に努め、こうした森林機能の多面的な利用を推進することが必要です。また、自然災害による林道、林地への被害やシカなどによる獣害被害も広がっており、これらの対策も重要な課題となっています。

住民からの提言・・・

- 林業の活性化に向けた復興対策に取り組んでほしい。

施策の方向

指 標 農林道の整備や施設の近代化など、十分な基盤整備が行われていると感じている住民の割合

目標値 20% (H22住民意識調査…15.5%)

林業経営の安定を図るため、作業道などの整備や機械化などによる集約化を一層進め、生産コストの削減に努めます。

林業の中核的な存在である森林組合の強化と組合事業の拡充、運営の改善を図るとともに、林業の担い手育成・確保を図ります。

間伐材などの有効利用や木材の利用促進を図るため、付加価値のある木材加工製品の生産を推進するとともに、木材利用促進加工施設の充実を図ります。

水源林としての水源涵養機能の発揮、地球温暖化に対する環境保全、レクリエーション及び癒しの場としての活用等、森林の多面的な利用を推進します。

(1) 林業生産基盤の整備

- 作業の効率化と生産コストの低減を図るため、林道、作業道の整備を推進します。

(2) 林業の担い手の育成・確保

- 地域林業の中核的な存在である森林組合を強化するため、森林施業受託の拡大や広域的な組合事業の拡充と運営の改善を図ります。
- 林業の担い手の確保と技術の習得等の支援を図りながら、積極的に後継者育成に努めるとともに、林業労働者の安全や事故防止のための講習会を通じ、労働安全体制を確立します。

(3) 林産物の加工販売、利用流通の促進

- 間伐材の有効利用促進や付加価値のある木材加工製品の生産を推進するとともに、木材利用促進加工施設の安定的な稼働と効率的な運営を目指します。
- 地元紀州材（町産材）の良さを広く啓発し、公共事業や民間企業等に於ける木材の利用拡大を図ります。
- 森林資源を活かした観光レクリエーションや木工体験など地元木材の利活用を促進します。

(4) 森林の多面的利用の促進

- 地球温暖化の防止や有田川の水源林として水源涵養機能を高度に発揮できるよう、山林所有者、地域住民が一体となって健全な森林の育成に努めます。
- 「水源の森基金」の周知と有効な活用を推進します。
- 間伐などの森林整備を推進するとともに、長伐期施業や針広混合林化の推進を図ります。
- 森林浴などの普及による森林の多目的な利用を促進するとともに、地球温暖化の防止に向けた森林機能の向上のための保全に努めます。
- 紀の国森づくり基金等を活用し、森林体験学習の機会を提供し、森林への理解を深める活動に努めます。

(5) 森林における獣害対策

- シカなどによる獣害対策等に努めていきます。

3. 商工業の振興

現状と課題

日本の経済は、バブル経済の崩壊とその後の景気後退、近年では世界金融危機の影響などによって景気の低迷が長期化しています。

有田川町の商業は、個人商店が多く経営基盤が脆弱な中、大規模小売店の出店が町内の商店経営に大きく影響しているのが現状であり、商店街全体の活気を維持することが困難な状況となっています。また、過疎化、高齢化などの進行により、いわゆる買い物弱者の発生も懸念されています。

有田川町の工業は、平成 22 年の工業統計調査によると、事業所数 36 箇所、製品出荷額 29,852 百万円で、減少傾向となっています。

本町の地場産業は、大部分が家内工業であり、町外の材料による第 2 次産業が大半を占めています。

今後、商工会などとも連携を図りながら、地域の特性を活かした商工業活性化策や後継者の育成支援、消費者ニーズに応えられる機能強化等、住民生活の利便性が向上し、賑わいと活力を生み出す商工業の振興を図る必要があります。

■商業の状況

(単位：箇所、人、百万円)

	平成 14 年	平成 16 年	平成 19 年	平成 21 年
商店数 (事業所数)	556	531	483	493
従業者数	2,327	2,311	2,341	2,380
年間販売額	41,485	44,147	46,057	—

資料：商業統計 平成 21 年は経済センサス

■工業の状況

(単位：箇所、人、百万円)

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
事業所数	40	40	46	41	36
従業員数	1,448	1,553	1,593	1,407	1,357
製品出荷額	31,586	38,629	40,031	30,554	29,852

資料：工業統計

住民からの提言・・・

- 商工業の活性化に向けた対策に取り組んでほしい。
- 町の予算で新事業やアイデアに対する産業の援助金を出してほしい。
- 地域性を活かした B 級グルメ大会などのイベントで交流を図ってほしい。

施策の方向

指 標 日常生活の買い物を地元で行っている住民の割合

目標値 90.0% (H18住民意識調査…80.9%、H22住民意識調査…86.4%)

住民への豊かな消費生活の提供と地域の活気を生み出す商業の振興を図るため、消費者ニーズを捉え、地域に密着した地域商業の育成と商店街の活性化を支援します。

商工会を中心とした一体的な施策の展開や経営改善事業を推進します。観光客を対象に地場産品等の生産・販売を進めることにより商工業の振興を推進します。

農林業や観光業と連携した特産品の研究・開発や商業振興など、他産業との協業による商業活動の活性化を支援します。

地域工業の振興のため、円滑な事業所活動の促進と支援を図るとともに、伝統的な地場産業の育成・支援を図ります。

(1) 地域商業の育成・支援

- 商工会等と連携し、多様化する消費者ニーズに対応し、地域の特性に応じた魅力ある店づくりなどを推進します。
- 地域に密着した商業の展開により、消費者の利便性向上に努め、人々が集うにぎわいの場の創造を推進し、特色あるモノづくり、商品化研究活動を推進します。

(2) 商店街の活性化支援

- 近年増加している買い物弱者に対応していくために、商工会などとも連携しながら、宅配システムの構築や地域通貨などの新たなサービス機能の研究などに取り組み、地域商店街の活性化を図ります。
- 商工会や民間事業者などとも連携しながら新しい特産品づくりを推進するとともに、市街地整備や住宅整備などと連携した商店街の活性化を推進します。

(3) 円滑な事業所活動の促進・支援

- 地域工業の育成のため、生産技術の高度化や工業の集団化・協業化に対する支援を推進します。
- 町内事業所での製造品などの紹介、PR への支援を行うとともに、伝統的な工業をはじめとする地場産業の育成や後継者対策を推進します。
- 円滑な事業運営が維持できるよう各種制度資金等の相談を積極的に行います。

4. 新産業の創出と雇用対策

現状と課題

農林業などの第1次産業の低迷が続く中、産業構造の転換が進んでおり、各種の産業の連携による総合産業など新産業の創出が求められています。

雇用・就労環境については、景気の低迷や産業構造の変化を受け、依然として厳しい雇用情勢が続いており、派遣労働者や期間従業員等、いわゆる非正規労働者の割合が増加しています。

有田川町では、工業団地をはじめ各地域に立地している各種製造業や既存の中小企業を中心に生産活動が行われています。今後も企業誘致の推進に向けて、都市部との情報格差、輸送コストの問題も含めた参入メリットの向上が必要となっています。

このため、有田川町においても固定資産税の特別措置に関する条例等を制定し、企業参入メリットの向上を図っています。また、町内誘致企業の現状や町に対する要望などを聞いたりするフォローアップ活動を実施していますが、更に、各企業とのつながりを深めていくことが重要です。

雇用情勢の悪化は、住民生活の活力の低下や消費の低下を招くとともに、人材流出などによる地域活力の低下も懸念されるため、企業誘致と並行して、農業、介護、環境等の分野への雇用創出の誘導など、多様な方策を講じていく必要があります。

■労働力の状況

(単位：人)

	平成7年	平成12年	平成17年
15歳以上人口	24,709	24,958	24,485
就業者数	15,414	15,002	14,571
完全失業者数	371	428	529

資料：国勢調査

住民からの提言・・・

- 若者の定住化対策に取り組んでほしい。
- 就労支援や雇用確保などの雇用対策に取り組んでほしい。
- 税制優遇や補助金を利用した企業誘致をしてほしい。

施策の方向

指標 就労の場が確保されていると感じている住民の割合

目標値 10.0% (H18住民意識調査…4.4%、H22住民意識調査…5.0%)

農林業、商工業、観光業の地場産業の連携による複合的な産業の育成や、地域資源や伝統資源を活かし自発的に起こる内発型産業の振興を図るとともに、新たな起業や新しい企業体系の研究・育成を図ります。

有田川町にふさわしい優良企業の誘致を推進するとともに、既存施設の企業誘致への利活用の検討を行います。

雇用機会を安定的に確保するため、広域的な連携のもと、求人・雇用情報の提供に努めるとともに、雇用機会の拡大を図ります。

多様化する就労形態に対応する人材を育成するため、職業教育や情報提供の充実を図ります。

(1) 新産業の創出

- 農林業や商工業、観光業などの地場産業の連携による複合的な産業の育成・支援を図ります。各種ベンチャー企業*やSOHO*型事業の研究・育成に努めます。
- 地域住民が主体的に地域の課題に取り組むコミュニティ・ビジネス*を育成・支援するとともに、意欲ある住民の起業を経済的・技術的に支援します。

(2) 企業誘致の推進

- 自然や環境との調和の中で有田川町にふさわしい優良企業の誘致を県や関係機関と連携し推進します。
- 既存の施設などを利用した企業誘致を推進します。
- 固定資産税の特別措置や交通の利便性など、企業参入メリットのPRをおこないます。
- 県と共同で行う町内誘致企業等を対象にしたフォローアップ活動等で企業との連携を図るとともに、商工会等とも連携しながら町内の立地企業連絡協議会の設立に取り組んでいきます。

(3) 雇用の安定と勤労者福祉の充実

- 雇用や就労形態の多様化に対応する柔軟な資質を持った人材を育成するため、児童生徒が適正な職業観を得られるような職業教育の充実を図ります。
- 高齢者や障害者、若年者等、それぞれに応じた多様な就業形態の普及や雇用の拡大を図ります。
- 勤労者の福利厚生の実現を図るため、労働環境や労働条件の改善に向けた国や県と連携した総合的な取り組みを進めます。

*ベンチャー企業：高度な技術力や専門性を活かして、リスクを負いながらも、創造的な新事業を展開する中小企業。

*SOHO：Small Office Home Office の略で、インターネット等を利用し、自宅や小規模な事務所で経営している事業形態。

*コミュニティ・ビジネス：地域の住民が主体となり、地域の課題の解決を目指し、地域の資源（労働力・原材料・技術力など）を活用して有償で行う小規模なビジネス。

第2節 地域の特性を活かした観光・交流施策の充実

1. 観光業の振興

現状と課題

わが国では、本格的な人口減少社会を迎え、地方都市においては地域活性化のため、観光やビジネスなどで各地を訪れる「交流人口」の取り込みに活路を見い出そうとする動きが活発化しています。

有田川町の観光資源として、高野龍神国定公園、生石高原県立自然公園、日本の棚田百選に選ばれた「あらぎ島」のほか、有田川やその支流・溪谷、釣場、鷲ヶ峰コスモスパーク、有田巨峰村などの観光農園や歴史的に貴重な史跡や神社仏閣が数多く残っています。また、無形民俗文化財の「御田の舞」、歌舞伎芝居「寿式三番叟」が現在も伝承されています。

温泉施設や宿泊施設の改修など、ニーズに応じた整備を図る一方、案内板の設置や藤並駅に観光案内所を設け、町内の観光施設を結ぶ無料観光巡回バスにより観光客の誘致に努めると共に、県や近隣市町と連携し、熊野古道、高野山など各地の歴史的・自然的観光資源を繋げながら広域観光ルートの形成に努めています。

しかし、近年は日帰り客が増加し、宿泊する観光客は年々減少傾向にあり、更なる誘客を図るためには豊富な観光資源の整備と情報発信に努めるとともに、体験型観光への取り組みも図る必要があります。

今後は、さまざまな観光資源のネットワーク化や新たな観光素材の発掘・創造、ブランド化、ホスピタリティ*の向上などにより、多様化する観光ニーズに対応していくことも必要です。

■観光入込客の状況

(単位：人)

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
宿泊客	29,194	27,475	29,011	29,581	27,782	26,879
日帰り客	845,391	770,996	756,059	703,724	887,479	819,962
計	874,585	798,471	785,070	733,305	915,261	846,841

資料：観光客動態調査報告書

住民からの提言・・・

- 林業と観光業をマッチングさせることで地域活性化に取り組んでほしい。
- 目玉となる観光産業をつくってほしい。
- 観光をメインとしたまちづくりに取り組んでほしい。
- もとからある自然に近い景観を残してほしい。
- 有田川の自然を守ると共に、観光資源として活かしてほしい。

*ホスピタリティ：一般的に「思いやり」「心からのおもてなし」を現わす。

施策の方向

指 標 観光業に自然環境や史跡などが活かされていると感じている住民の割合

目標値 30.0% (H18住民意識調査…15.8%、H22住民意識調査…18.8%)

有田川町の豊かな自然、名所・旧跡、地域産業や特産物など多様な観光資源を活かした観光振興のため、国道480号をはじめとする道路や観光施設など観光客が訪れやすい環境の整備を推進するとともに、有田川町の四季折々の魅力の掘り起こしと観光資源としての魅力の向上に努めます。

有田川町のそれぞれの観光資源を結びつけ有田川周遊観光ルートを形成するとともに、近隣市町との連携を促進し、より広域的な観光ルートの形成を図ります。

阪和自動車道の4車線化やJR藤並駅への特急停車などの観光業への好影響を最大限に活用し、効果的な観光誘客を図るため、ホームページやパンフレットなどの充実を図るとともに、地域住民や民間企業との協働を推進し、地域一体となった観光客の受け入れ体制の確立を図ります。

(1) 観光基盤の整備

- 滞在・体験型観光を促す宿泊施設やキャンプ場などの整備、説明板等の設置を促進し、誘客のための環境づくりに努めます。
- 平成25年に開催予定の第19回全国棚田サミットに向けての基盤整備及び周辺整備などに取り組み、農地保全としてのサミットの意義に加え、棚田を観光基盤ととらえた展開を図ります。
- 道路や歩道、自転車道、駐車場などの交通基盤整備を促進し観光客の利便性向上を図ります。

(2) 地域資源を活かした観光の創出

- 豊かな自然や農林産物直売所、温泉や交流施設、地域に散在する旧跡・文化財、伝統行事などの観光資源を連携させ有田川町周遊観光ルートの形成に努めます。
- ありだ広域観光として広域観光ルートの創出に取り組むなかで、新たな魅力ある観光のまちづくりを図ります。
- 農林業等の地場産業との連携により、空き家や廃校舎などを利用した、滞在・体験型リゾートとしての機能充実を図ります。
- アユ釣り等の有田川流域の観光漁業を推進します。

(3) 観光誘客の推進

- 観光協会や民間業者等との連携により、ホームページや観光パンフレットの充実、イベントの開催など、有田川町の四季折々の魅力や観光情報を全国に発信します。
- 有田川町観光案内所等を拠点として観光パンフレットの配布や観光情報の提供を行うことで観光誘客の推進を図ります。
- 観光ボランティア、語り部等の育成を通じて官民一体となった取り組みを推進します。
- 各種イベントの開催やふるさとフェア、東京や大阪など主要都市でのイベントへの参加・PR等により観光誘客の推進に努めます。

2. 都市と農山村の交流の促進

現状と課題

有田川町の魅力の一つである自然資源を活用した交流を求める需要が高まりつつあるなか、都市で時間に追われた生活から、農山村のゆっくりとした健康的で安らぎのある生活を望む人が増加しています。今後、スローライフへのニーズに対応する体制の整備を図り、都市住民の定住化をも視野に入れた魅力ある地域づくりを進めていく必要があります。町の魅力を積極的に発信し、若者の定住やUターンなどに結びつけ、定住環境のさらなる向上に努めていくことが求められます。

現在、農家民泊や農作業体験、農産物加工体験などグリーンツーリズムの推進を行っています。今後も、U J I ターン希望者に向けた支援、情報発信など、都市からの移住や都市交流について、行政はもとより民間との連携を図りながら事業を推進することが必要です。

住民からの提言・・・

- 若者のIターン、Uターンを積極的に受け入れるため、各地区の空き家、空き地情報を集約し、インターネットなどで公開してほしい。

施策の方向

指 標 グリーンツーリズム体験者数

目標値 4, 0 0 0 (H18観光動態調査…2, 060人、H22観光動態調査…3, 458人)

※前期目標値・・・2, 5 0 0人

有田川町の豊かな自然や農林業などの地域産業を活かし、体験・学習・レクリエーションなどのグリーンツーリズム*の展開を図ります。

多様なニーズに対応したスローライフの提供やU J I ターン希望者の地域一体となった受け入れ体制の整備など、あらゆる方面での都市と農山村交流を進めます。

*グリーンツーリズム：緑豊かな農山村地域において、農林業体験や、その地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

(1) グリーンツーリズムの展開

- さまざまなニーズに対応する体験・学習・遊びのプログラム企画、ツアー企画を検討・作成し、グリーンツーリズムの振興を図ります。
- 環境学習講座など、自然と環境についての学習を通じた交流を推進します。
- 関係機関と連携し、農村と都市の交流や農林業体験等による交流を推進します。

(2) スローライフの提供

- 田舎暮らし支援事業により都会から田舎への移住を考えている人や週末だけの田舎暮らしを望んでいる人などのニーズに応じたスローライフを提供します。
- 友好都市交流提携を結んでいる高石市をはじめとする、都市との観光、産業、教育、文化など多方面での都市・農山村交流を推進します。

(3) UJI ターンの促進

- 町ホームページなどを活用した UJI ターン希望者に向けた情報発信を充実し、新規移住者の地域での受け入れ体制の整備を推進します。

第3章 自然と共生し、快適に暮らせるまち

第1節 美しい自然環境の保全と循環型社会の構築

1. 環境の保全と活用

現状と課題

地球温暖化は、人間の産業活動に伴って排出された二酸化炭素などの温室効果ガスが主因となっており、エネルギー大量消費国である日本は、環境に配慮した持続的な発展のため、環境にやさしいクリーンエネルギーの導入を進めていくことが必要となっています。

有田川町では、平成12年に鷲ヶ峰風力発電施設が町営で設置された後、千葉山、長峰山脈等においても、民間企業によって風力発電施設が建設され、クリーンエネルギーを生み出しています。

有田川などの水辺環境や豊かな自然資源の魅力を最大限に活用したまちづくりを進めていくため、住民一体となって自然環境を保全する意識を育むことや住民一人ひとりによる省資源・省エネルギーなどに向けた身近な取り組みの推進による自然との共生が求められます。また、山林への不法投棄の防止や有田川の水質保全など、観光客を含め、自然環境保全に関するマナーや意識の向上が求められています。

■公害苦情発生件数

(単位：件)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
公害苦情発生件数	17	11	23	15	24	39

資料：環境衛生課

住民からの提言・・・

- 自然豊かな有田川町の環境を守り続ける。
- クリーンエネルギーの導入を推進してほしい。

施策の方向

指 標 自然環境が守られ活かされていると感じている住民の割合

目標値 40.0% (H18住民意識調査…31.0%、H22住民意識調査…31.0%)

有田川の豊かな自然環境の保全・活用を推進し、自然と共生するまちづくりを進めるため、住民自らが河川や森林など自然環境を守る意識の醸成を図るとともに、不法投棄や公害防止対策の強化に努めます。

地球環境に配慮した風力発電や太陽光発電など、環境にやさしいクリーンエネルギーの導入を推進するとともに、省資源と省エネルギーを推進し、地球環境問題に対する意識の高揚を図ります。

(1) 自然環境保護の推進

- 自然環境保護の観点が今まで以上に重要となってくるため、自然保護監視員及び自然公園指導員を中心に、地域住民や関係機関とも連携を強化しながら、自然と共生するまちづくりを推進します。
- 保安林や水源涵養林のほか、生石高原、二川ダム湖周辺、有田川の本支流全域などについても無秩序な開発が行われないよう規制に努めます。
- 不法投棄の撲滅のために、地域組織の育成とともに、「地域不法投棄防止会」の発足を推進します。
- 家庭や学校給食の残飯を堆肥化し利用するゴミ減量活動や給食の牛乳パックの再生利用による自然保護や二酸化炭素削減効果などの取り組みを推進します。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく施策に関する情報の提供に努めます。
- 太陽光発電設置の支援策を継続するとともに、併せて従来から利用されている太陽熱利用機器にも設置の支援を行い、より一層の二酸化炭素の削減を図ります。

(2) 水辺環境の保全

- 住民のだれもが自分達で河川や森林など自然環境を守る意識の醸成を図ります。
- 清掃ボランティア団体の育成や地域住民の清掃活動を支援し、美しいまちづくりに努めます。

(3) クリーンエネルギーの導入

- 太陽光や太陽熱などのクリーンエネルギーの公共施設への利用促進を図るとともに、民間への普及を図るための補助制度の充実を図ります。
- 二川ダム河川環境維持放流施設の未利用エネルギーを利用した小水力発電設備の建設を推進します。
- 風力発電施設の設置については、地域住民に対する影響や自然環境などについて十分な調査と配慮をした上で、町全体で推進します。
- 公用車へのクリーンエネルギー自動車の導入を促進します。

(4) 墓地・火葬場の整備

- 墓地の管理及び周辺清掃等・環境美化を促進します。
- 火葬場の適切な運営管理と良好な環境の確保に努めます。

2. 循環型社会の構築

現状と課題

これまでの大量消費型社会は地球環境の悪化を招いており、今後、持続可能なまちづくりを推進するため、環境負荷を低減した循環型社会への転換を図る必要があります。環境への配慮も含め、個人の意識啓発による、住民生活への3R（リデュース、リユース、リサイクル）の浸透を図り、ごみの減量、資源化を進め、町全体で循環型社会の構築をより一層推進していくことが必要です。

また、広域的な対応による、円滑なごみ処理体制、廃棄物処理体制を構築することも必要です。

■ごみ処理の状況

(単位：t)

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
計画収集量	6,435	6,471	6,191	6,060	5,839	5,863
直接搬入量	1,518	1,547	1,676	1,751	1,626	1,696
総排出量	7,953	8,018	7,867	7,811	7,465	7,559

資料：環境衛生課

施策の方向

指 標

リサイクル率

35.0% (H16一般廃棄物処理事業実態調査…20.5%、H22一般廃棄物処理事業実態調査…22.9%)

目標値

※前期計画では25.0%

指 標

リサイクルや省エネ、エコ活動などを実践している住民の割合

目標値

85% (H22住民意識調査…77.3%)

ごみとなる余分なものは買わない・受け取らない (Reduce)、使えなくなるまで繰り返し使用する (Reuse)、ごみは分別して再び資源として使う (Recycle) という「3R運動」の普及に努め、環境への負荷をできるだけ少なくする「循環型社会」の構築を図るため、住民一人ひとりが物を大切に使い、ごみを減らす意識の高揚を図るとともに、住民が主体となったごみの減量・資源化に対する取り組みを支援します。

多様化するごみ処理に対応するため、広域的な連携によるごみ処理施設の整備・充実に努めるとともに、収集体制の充実を図ります。

(1) ごみの減量・資源化の促進

- ごみの減量やリサイクルに関する冊子の作成や講習会の開催、学校教育や社会教育を通じた啓発活動を充実させ、住民一人ひとりの意識の高揚を図ります。
- リサイクル活動やごみ減量・分類に関する情報を普及させるため、「ごみ減量実践会・廃棄物減量等推進員」などの支援と育成に努めます。
- ごみの分別を徹底し、「分ければ資源、混ぜればごみ」を合い言葉に、ごみの減量・資源化を推進します。
- 生ごみの減量と資源化（堆肥）を促進するため、各家庭への生ごみの処理機やコンポスト容器の普及に努めます。

(2) 廃棄物処理体制の充実

- 多様化するごみに対応するため、広域的な連携による処理施設の整備・充実に努めるとともに、処理施設周辺の環境保全を図ります。
- ごみステーションの整備や収集回数、収集体系の検討など、ごみ収集体制の充実に努めます。
- 事業者等に働きかけ、産業廃棄物の適切な処理に努めます。

第2節 だれもが快適に暮らすための生活環境基盤の整備

1. 上下水道の整備

現状と課題

水道の未普及地域では飲料水を井戸や集水井等に依存しており、住民の生活用水の安全・安定化と生活環境の改善を図るため、早急な整備が必要となっています。

安全で安心して飲める水道水の安定供給は、住民の快適な生活や社会経済活動には不可欠であり、住民の生活基盤を確保するものです。

下水道については、平成15年度から公共下水道事業に着手し、管渠工事を行っています。終末処理場については、平成21年度より供用を開始しており、平成23年4月1日現在の公共下水道の水洗化普及率は38.1%となっています。今後もより一層の水洗化普及率の向上を図るための取り組みを進めていく必要があります。農業集落部においては、地域の実情に応じ、町内には5ヶ所の農業集落排水施設があり、平成23年4月1日現在の水洗化普及率は5地区平均で74.1%となっているが、60%程度の地区もあり、今後も接続率の向上に向けた取り組みが必要です。

生活排水処理施設は、住民が健康で安全・快適に生活する上でなくてはならない重要な社会資本であると位置づけ、その整備促進を図る必要があります。

上下水道については、住民生活を支えるライフライン*であるため、今後とも日常の利便性の確保と併せ、災害に強く、安心して利用できる施設の整備・拡充を進めていく必要があります。

■上水道の状況

(単位：人、千m³、m³、%)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年 (見込)
現在給水人口	15,147	15,166	15,316	15,384	15,459	15,499	15,530
年間給水量	2,995	2,697	2,427	2,411	2,475	2,479	2,497
1日平均配水量	8,182	7,388	7,662	7,736	8,207	8,411	7,880
普及率	99.7	99.9	98.4	98.8	99.3	99.5	99.7

資料：水道課

*ライフライン：電気、水道、ガス、電話など日常生活に不可欠な設備の総称。

■簡易水道の状況

(単位：人、千m³、m³、%)

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年 (見込)
現在給水人口	11,789	11,525	11,590	11,267	11,004	10,816	10,800
実績年間給水量	1,342	1,084	1,104	1,073	1,068	1,062	1,078
1日平均配水量	3,677	3,597	3,695	3,708	3,755	3,693	3,689
普及率	78.8	79.5	79.4	77.2	75.4	74.1	74.0

資料：水道課

■下水道の状況

(単位：ha、人、戸、%)

	事業許可 面積	処理整備済み区域			水洗化	
		面積	人口	戸数	戸数	普及率
公共下水道	221	119	3,062	988	376	38.1
農業集落排水施設	128	128	4,511	1,273	943	74.1
計	349	247	7,573	2,261	1,319	58.3

資料：下水道課（平成 23 年 4 月 1 日現在）

住民からの提言・・・

- 生活排水対策を推進する。

施策の方向

指 標 上下水道などの生活基盤が整備され住みよいと感じている住民の割合

目標値 50.0% (H18住民意識調査…40.4%、H22住民意識調査…48.5%)

将来の水需要や災害に対応し、安全な水を安定して供給するため、長期的な視点に立った水資源の確保や水道施設・設備の整備及び適切な維持管理に努めるとともに、水質汚濁の防止と節水意識の高揚を図るため、広報活動の充実を図ります。

飲料水、農業用水の水質保全や河川などの自然環境の保全、快適な生活環境を形成するため、地域の実情に応じた下水処理施設の整備を計画的に進めるとともに、河川と下水道とが体系化された総合的な雨水排水施設の整備を推進します。

(1) 安定給水の確保

- 上水道事業については有収率向上のため、漏水調査を実施し、健全な経営を目指します。
- 簡易水道事業については、水道未普及地区の解消を図るとともに、人口減少地区での管末残留塩素維持に努めます。

(2) 安全な水道水の供給

- 電気計装設備と送水ポンプなどの計画的な更新に努め、動力費の節減と安全性の向上を図ります。
- 公共事業に伴う水道工事については、今後も耐震管を使用し、災害に強い水道施設を目指すとともに、清水地区では統合簡易水道事業を実施し、施設の改良及び遠方監視装置を新設します。

(3) 下水処理施設の整備

- 土地利用状況や人口の動向など、地域の実情に応じた下水処理施設の整備を計画的に促進します。
- 公共下水道事業は、その必要性から、汚水対策の面整備に重点を置いて取り組みます。
- 雨水対策については、汚水処理の第2期事業が完成し、公共マスへの接続率や財源の状況を十分に勘案し、河川と下水道等とが体系化された総合的な雨水排水施設の整備を推進します。
- 公共下水道と農業集落排水事業等の区域外を対象に、合併処理浄化槽設置への補助を推進します。

(4) 下水道等の普及促進

- 公共下水道への接続の促進を図るため、あらゆる機会を利用し、啓発に努めます。
- 農業集落排水施設の接続についても、より一層のつなぎ込みの促進に努めます。
- 公共下水道や農業集落排水事業の効率的な管理運営を推進します。

(5) し尿処理体制の整備

- 効率的なし尿収集処理を図ります。
- 浄化槽の保守点検及び清掃と年1回の法定検査の確実な受検の徹底について指導、啓発を図ります。

2. 住宅環境の整備

現状と課題

市民生活の最も基盤となるものは住宅であり、快適で安全な生活を営むためには住環境の整備は重要な課題です。高齢化社会が進むなか、バリアフリーのまちづくりへのニーズが高まっているとともに、環境に配慮した住宅づくりや防災・安全に配慮した住環境整備への関心が高まっています。

有田川町の公営住宅については、現在 194 戸を管理していますが、全体的に老朽化が進んでおり、これらの住宅の改修、耐震化を進めるとともに、必要に応じた建て替えなどの整備が必要です。

また、民間の住宅整備については、環境や周辺地域との調和のとれた開発となるよう、計画的で適正な誘導が必要です。

都市部からの新規定住者の住宅需要に対応するため、民間住宅も含めた住宅情報の提供を推進することが必要となっています。

■公営住宅の状況

(単位：件)

	平成 7 年	平成 12 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
町営	186	198	198	198	198	194	194
県営	96	96	96	96	96	96	96
計	282	294	294	294	294	290	290

資料：建設課

住民からの提言・・・

- 公園など、子どもの遊び場の充実。
- 生活環境の地域格差をなくす。
- 限界集落対策に取り組んでほしい。
- 田舎生活（スローライフ）のコーディネート（空き家情報、就労先等）をしてほしい。
- キャンプ場などの交流の場を充実してほしい。

施策の方向

指 標 1世帯あたりの延べ面積

目標値 130.0㎡ (H17国勢調査…129.0㎡)

快適な住宅環境の整備を図るため、都市計画や国土利用計画による計画的な優良宅地の形成と住宅建築を促進します。

老朽化した公営住宅の改修を進めるとともに、耐震補強、バリアフリー住宅の整備、若者やUJIターナー者の定住促進のための整備に努めます。

(1) 公営住宅の整備

- 公営住宅の維持管理に努めることにより、長寿命化対策を促進します。

(2) 安心・安全な住宅整備の促進

- 都市計画や国土利用計画により優良宅地の分譲、宅地造成の適正誘導など、新たな住宅地の形成と住宅の建築に努め、環境と調和した住宅・宅地開発を促進します。
- 住宅の耐震診断や耐震改修の推進を図ります。

3. 情報通信基盤の整備

現状と課題

日常生活のなかで、テレビや携帯電話、インターネット等の情報通信基盤は欠かせないものになっており、これらを活用した行政情報の提供や災害時の情報伝達手段についても整備が必要です。

有田川町では、山間部など地理的条件により地域の一部において携帯電話の不感地域がありますが、サービス提供会社へ基地局設置を要望するとともに、国、県、サービス提供会社と検討し、不感地域のエリア化を目指す必要があります。

地上デジタル放送への完全移行に伴い、新たに発生した難視聴区域への対策が急務となっています。

有田川町においては、殆どの地区で光ファイバーが整備され高速ブロードバンド*サービスの利用が可能となっていますが、一部未整備地区が残っており、町内全ての地域でサービスが利用できるように地域情報化の推進を図る必要があります。

■情報通信基盤の状況

(単位：箇所、%)

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
携帯電話不感地区	13	11	10	9	8	7
テレビ共聴施設	63	63	63	25	26	26
ケーブルテレビ世帯カバー率	47	47	47	47	67	67
FTTH 世帯カバー率	68	75	80	85	92	92

資料：総務課

住民からの提言・・・

- 全地域に光通信ケーブルを設置し、情報格差をなくす。

*ブロードバンド：大量のデジタルデータ伝送が可能な高速・大容量通信。

施策の方向

指 標	情報通信基盤が充実していると感じている住民の割合
目標値	80.0% (H18住民意識調査…22.0%、H22住民意識調査…58.2%) ※前期計画では50.0%

情報通信基盤の整備を図るため、携帯電話の不感地域解消を図るとともに、高速ブロードバンドサービスの利用可能地域の拡大に努めます。

(1) 情報通信基盤の整備

- 携帯電話不感地域解消のため、サービス提供会社へ基地局設置を要望するとともに、国、県と連携して、不感地域の解消を目指します。
- 地上デジタル放送への完全移行に伴い、新たに発生した難視聴地区の解消に向けて、今後、国、県等関係機関と検討し、難視聴解消に向けた対策を図ります。
- 光ファイバー未整備地区への整備に向けた取り組みを実施します。

第3節 安心・安全な暮らしを保障する体制の整備

1. 消防救急体制の整備

現状と課題

住民の安心・安全な暮らしを保障するため、消防救急体制の整備充実が求められています。

有田川町の消防体制は、常備消防として合併以前から「有田消防組合」が機能しており、また、非常備消防として 28 の分団からなる消防団によって構成されていますが、コミュニティ意識の希薄化や過疎化などにより、団員の確保が課題となっています。地域に密着した活動組織として育成強化を図るとともに、自主防災組織の育成に努める必要があります。

消防本部庁舎の建て替えをはじめ、消防本部配備の消防関係車両、消防団配備ポンプ自動車等の計画的な更新を行うとともに、高機能消防指令センターの整備と、消防職員・団員への実践的な研修と訓練ができる消防訓練施設の整備も併せて必要となっています。

火災予防については、事業所に対する防火査察を実施し、一般住宅には防火対策の推進、災害時要援護者への防火指導などを行っていますが、安全な生活を確保するためには、更なる予防体制の充実に取り組む必要があります。

多様化する救急需要に対応するため、各消防署に高規格救急自動車を配備し、病院搬送前の救護における実務研修及び救命処置に必要な特殊教育訓練等の実施により、救急救命士の計画的な養成に努めています。

また、救急車の到着時間については、広い町域を有する有田川町では町内で差異がある為に、住民に対する応急手当の普及が必要です。増加する救急患者の受け入れには、地域医療との連携が不可欠であり、有田地方における公立・公的病院を中心とした 24 時間体制の総合的な救急医療（特に夜間の小児科）の確立が必要な状況にあります。

今後も災害から住民の生命、身体、財産を守り、安心して暮らせる生活を確保していくためには、消防救急業務に対する住民のニーズと急速に進行する高齢社会に対応し、より一層の消防力の充実強化に努めていく必要があります。

■火災の発生件数・救急出動の状況

(単位：件)

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
火災発生件数	22	26	17	18	7	9
救急出動件数	1,194	1,136	1,236	1,143	1,193	1,225
救助出動件数	24	28	28	18	19	25

資料：消防本部

施策の方向

指 標 救命講習受講率

目標値 25.0% (H18実績…14.5%、H22実績…20.1%)

※前期計画は20.0%

災害に対する迅速な対応を行うため、消防体制の拠点となる消防庁舎の機能充実を図るとともに、消防車両や資機材、消防施設の整備・充実を図ります。

地域の消防力の強化を図るため、消防団の活性化や地域の消防組織の充実を推進するとともに、住民一人ひとりの防火意識の高揚を図ります。

事故や災害による負傷や急病の発生に対し、初期対応と処置が迅速かつ的確に行われるよう、高度救急救命措置体制の確立を促進するとともに、住民一人ひとりの応急手当や救命に対する知識や技術の普及・啓発を推進します。

(1) 消防体制の強化

- 複雑多様化する災害に対応するため、より一層の職員の技術の向上に努めるとともに、事業所、一般住宅の防火安全対策の推進、防災拠点の整備及び車両、資器材等の充実強化に努めます。

(2) 救助救急体制の整備

- 救急救命士の養成の継続を図り、既取得者については再教育病院実習等の研修により、さらに技術の向上に努めます。
- 救助隊員の研修を継続することで、技術・指揮能力の向上に努めます。
- 住民への普通救命講習や救命入門コースの受講を推進します。

2. 防災対策の整備

現状と課題

地震や洪水などの災害から住民の生命と財産を守り、住民が安心して暮らせるまちづくりを進めることは行政の基本的な役割であり、さまざまな危機管理体制の充実が求められています。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は東日本を中心に人命、国土に未曾有の被害をもたらしました。また、平成 23 年 9 月に発生した台風 12 号は和歌山県南部を中心に紀伊半島各地に甚大な被害をもたらし、当町でも土砂崩れによる道路の寸断、河川の氾濫による農地などの浸水被害など、多くの被害がありました。

有田川町では、昭和 28 年に「有田川 7.18 水害」を経験しており、この経験を教訓とし後世へ伝え、日頃から災害に対する意識を高く保っておく必要があります。

今後、東南海・南海地震の発生が予測されるなか、地域の防災拠点の整備や避難所となる公共施設の耐震化などを進め、防災基盤を充実させるとともに、住民一人ひとりの防災意識の高揚や非常時に向けた避難経路の確認・防災訓練の実施などに努め、災害などの被害を最小限に抑えられる地域一体となった防災体制の整備が必要です。また、ひとり暮らしの高齢者や障害者などの災害時要援護者の把握や避難時の支援が重要となっています。

さらに、各地域の自然特性など固有の条件を踏まえた河川の計画的整備や山林の荒廃防止に努める必要があります。

住民からの提言・・・

- 災害時の避難体制を整備する。
- 防災備蓄品の準備を行う。
- 各家庭に防災放送が伝わるようにしてほしい。

施策の方向

指 標 災害時の避難体制や災害防止対策が充実していると感じている住民の割合

目標値 50.0% (H18住民意識調査…15.1%、H22住民意識調査…22.7%)

発生する可能性が高いと言われている東南海・南海地震、台風や集中豪雨等の風水害などの自然災害から、住民の生命と財産を守るため、防災基盤の整備・充実を図るとともに、地域や関係機関、行政が一体となった防災体制の確立を推進します。

有田川町の防災活動の指針となる地域防災計画を基本とした防災施設の整備、地域一体となった防災訓練等による防災活動の周知徹底に努めるとともに、住民一人ひとりの防災に対する意識の高揚を図ります。

地すべりや急傾斜地崩壊などの土砂災害危険箇所、洪水等の危険性が高い地域については、危険区域・箇所の調査を徹底するとともに、危険箇所の解消を図ります。

(1) 防災基盤の整備

- ヘリポート、備蓄倉庫及び災害時の中枢的機能を備えた防災基盤施設として、消防庁舎の整備を推進します。
- 消防庁舎に防災情報の中枢となる防災センター及び消防指令センターの併設を推進します。
- 災害時の避難所や救助活動の重要な拠点となる、公共施設などの耐震化に努めます。
- 防災行政無線の整備拡充を図ります。
- 自主防災組織の資機材の充実に努めます。
- 災害時の救助体制の充実のためヘリポートの確保に努めます。

(2) 防災体制の確立

- 住民の防災意識の高揚を図るため、訓練や研修を通じた防災・減災啓発等の実施に努めます。
- 自助・共助・公助の連携体制の強化を進め災害対応力を高めます。
- 大規模災害に備え、県・他市町村・防災関係機関等と連携し、広域的な防災体制の整備に取り組みます。
- 自主防災組織全地区の設立を推進するとともに、引き続き訓練や研修を実施し地域一体となった防災体制の確立を図ります。

(3) 治山治水対策の推進

- 集中豪雨による災害を防ぐため、関係機関と連携し、河川の護岸整備に努めるとともに、県への積極的な治山治水の整備促進の働きかけを図ります。

3. 安心・安全な暮らしの保障

現状と課題

近年、情報通信技術の発達によって、顔の見えない加害者による新しい犯罪に巻き込まれる危険性が高まっているとともに、高齢化社会の進行に伴い、高齢者を狙った犯罪が増加しています。

有田川町においても、地域における防犯対策や情報の提供のさらなる充実が必要です。

近年では、食の安全が社会問題の一つとなっており、さまざまな農産物を全国に提供している有田川町においても、関係機関と連携した情報収集と提供に努め、住民の安心で安全な暮らしを守る必要があります。

■犯罪発生件数の状況

(単位：件)

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
犯罪発生件数	314	378	278	297	225	244

資料：犯罪統計書

施策の方向

指 標 犯罪が少なく安心できる環境だと感じている住民の割合

目標値 75.0% (H18住民意識調査…44.0%、H22住民意識調査…56.6%)

犯罪を未然に防ぎ、住民が安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携し、地域一体となった防犯体制の整備を推進するとともに、防犯意識の高揚を図るため、情報の提供に努めます。

多様化する消費生活のなかで、安心して豊かな消費生活が送れるよう、情報の収集・提供や相談体制の充実を図ります。

食の安全性を確保するため、生産者に責任と自覚を持った管理を促進するとともに、消費者に向けた情報提供の充実を図ります。

(1) 防犯体制の強化

- 警察署、少年センターや地域住民との連携を密にし、自主防犯組織の取り組みなど地域一体となった防犯体制の整備を推進します。
- 危険箇所の調査及び防犯灯、街路灯等を設置し、安全な環境の整備を推進します。
- 講習会の開催やパンフレット・広報誌・ホームページ等による情報の提供、子どもを守る日の推進等により防犯意識の高揚を図ります。

(2) 消費者保護の強化

- 関係機関との連携による情報収集、各種講習会等の開催等、消費者知識の普及と消費者問題の監視体制の強化を図ります。
- 消費者相談窓口を設置し、消費生活の諸問題に対する相談や啓発を図ります。また、消費者ホットラインの設置により相談業務を推進します。

(3) 食の安全確保

- 食の安全が社会問題の一つになっている現在、安全な食生活のため、消費者への情報提供に努めるとともに、地産地消に取り組み地元食材の利用を推進します。
- 食の安全に対する生産者としての責任と自覚を高めるため、啓発の充実を図ります。

4. 交通安全の推進

現状と課題

車社会の一層の進行により、交通事故の危険が高まっているなか、有田川町の交通事故発生件数の状況は、平成20年に若干件数が減少したもののその後は増加傾向にあり平成22年には162件となっています。傷者数も同様の傾向を示しており、平成22年には238人となっています。高齢化の進行とともに高齢者ドライバーが増加し、交通事故の被害者としてだけでなく、事故を起こしてしまう加害者としての危険性も高まるなど、道路交通を取り巻く環境が複雑化しています。そのため、交通安全教室の実施や交通安全運動の展開など、今後ともより一層の交通安全意識の高揚に努める必要があります。

また、危険箇所に対して、計画的に交通安全施設の整備や交通規制の実施などに努めていますが、子どもや高齢者などの歩行者の安全確保を図るため、歩道やカーブミラーといった交通安全施設の整備を継続して進めるなど、交通安全対策をさらに強化していく必要があります。

■交通事故発生件数の状況

(単位：件、人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
発生件数	149	138	161	140	148	162
死者数	4	1	6	3	2	3
傷者数	190	194	244	175	221	238

資料：交通年鑑

施策の方向

指 標 年間交通事故件数

目標値 100件 (H18交通年鑑…138件、H22交通年鑑…162件)

交通事故・違反のない安全なまちを目指し、子どもから高齢者までの交通安全教育を推進し、住民の交通安全意識の向上を図るとともに、交通事故の未然防止のため、安全に通行できる交通安全施設の整備を推進します。

(1) 交通安全意識の高揚

- 関係機関と連携し、交通安全教室、街頭指導等を実施し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるなど、住民交通安全意識の高揚に努めます。

(2) 交通安全施設の整備

- 歩道の整備、交通安全注意看板の設置、危険箇所へのガードレール、カーブミラーの設置等、交通安全についての道路環境の整備に努めます。
- スクールゾーン、横断歩道の設置等、歩行者・児童生徒や高齢者などの交通弱者のための交通安全施設の整備を推進します。
- 自転車の駐輪場への誘導や放置自転車の撤去など、各施設の交通環境の改善に努めます。

第4章 地域一体となり、新しい時代を創造するまち

第1節 利便性向上のための交通基盤整備の充実

1. 道路網の整備

現状と課題

有田川町の道路網は、南北方向に走る阪和自動車道、国道42号、国道424号、県道海南金屋線、県道美里龍神線と、東西方向に走る国道480号、県道吉備金屋線を骨格として、これらの幹線道に一般県道が連結することで、主要交通体系を形成しており、有田川町は、和歌山県の海岸部と内陸部を結ぶ交通の結節点となっています。

阪和自動車道の4車線化の南進や幹線道路の整備等、交通の結節点としての機能の充実を促進し、住民の利便性の向上や広域的な観光をはじめとする産業の活性化につなげられるよう整備充実を促進していくことが必要です。

一般県道及び町道などの生活道路については、未改良区間が多く、安全性、利便性の向上が求められており、継続的な改良や災害に強い道路づくりが必要となっています。

また、安心して快適な環境づくりに向けて、歩行者や自転車通行者へ配慮した歩道・自転車道の整備も必要です。

■道路整備の状況

(単位：箇所、m、%)

	路線数	実延長	改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率
国道42号	1	2,384	2,384	100.0	2,384	100.0
国道	2	80,350	72,860	90.7	80,031	99.6
県道	11	126,896	65,798	51.9	114,982	90.6
町道	1,364	749,586	265,954	35.5	644,862	86.0

資料：道路現状調査（平成23年4月1日現在）

国道42号：国土交通省近畿整備局 国道、県道：有田振興局

住民からの提言・・・

- 道路の管理整備を行ってほしい。
- 町内をつなぐ道路の整備を行ってほしい。
- 土地の提供があり道路設置希望があれば、優先的に工事を計画してほしい。
- へき地へつながる道路整備をしてほしい。

施策の方向

指 標 幹線道路や生活道路など交通基盤が充実していると感じている住民の割合

目標値 60.0% (H18住民意識調査…44.9%、H22住民意識調査…47.7%)

住民の生活の利便性の向上や観光、産業の活性化を図るため、広域交通を支える高速道路、幹線道路のアクセス性に優れた道路整備を促進し、交通や物流の結節点としての機能の充実に努めます。

町道をはじめとする日常生活に密着した生活道路や橋梁については、地域の特性やニーズに対応し、安全性と利便性の向上を図るとともに、幹線道路へのアクセス性の向上や地域間交流を促す整備を推進します。

歩行者等の安全性と利便性を確保するため、自転車道や歩道等の整備を推進します。

(1) 高速・幹線道路の整備

- 阪和自動車道の4車線化の南進を推進します。
- 国・県への国道480号、国道424号及び一般県道の未改良区間の整備促進の積極的な働きかけを図ります。

(2) 生活道路の整備

- 地域の生活道路としての町道は、市街地や幹線道路整備との連携した計画的な整備を図りながら、生活の利便性の向上に努めます。
- 町道について、未改良のため住民生活に支障をきたしている道路の整備は、安全性や利便性を図りながら拡幅改良等に努め、新設も併せて推進します。
- 道路の舗装、側溝整備、落石事故を防ぐ防護柵の設置、待避所等の改良、カーブミラー、ガードレールの設置等、安全性・利便性の向上を推進します。

(3) 自転車道・歩道等の整備

- 市街地区域について、歩行者などを中心に考えた歩道・自転車道の整備を推進します。

2. 公共交通機関の整備

現状と課題

公共交通機関は住民生活の利便性向上のため、また、観光客の来訪と都市との交通手段としても重要なものであり、有田川町では現在、鉄道とバスが運行されていますが、高齢化、過疎化が進む地域においては、交通体系の検討や利用促進が重要となっています。

鉄道については、通勤・通学での利用など重要な役割を果たしているJR藤並駅及び駅周辺整備により、特急停車やパーク&ライド等の利便性が向上しました。また、バスについては、民間事業者による路線バスや交通不便地域を対象にコミュニティバスが運行されていますが、利用者の減少が進んでいます。

今後は、住民や観光客のニーズに応じた鉄道やバス等、それぞれの利便性の向上を図りながら、自動車交通との連携も含めた公共交通ネットワークの形成が求められます。

■ JR 藤並駅の 1 日あたり乗車人員

(単位：人)

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
普通乗車	266	260	265	313	302	310
定期乗車	955	961	916	930	925	968
計	1,221	1,221	1,181	1,243	1,227	1,278

資料：JR 西日本 和歌山支社

住民からの提言 . . .

- へき地の移動手段の確保に取り組んでほしい。
- コミュニティバスの運行などの整備に取り組んでほしい。

施策の方向

指 標 バスなどの公共交通機関が充実していると感じている住民の割合

目標値 30.0% (H18住民意識調査…16.5%、H22住民意識調査…16.0%)

通学、通勤圏の拡大や観光振興を図るため、JR 紀勢本線の利便性の向上を図るとともに、高齢者や障害者などすべての人が利用しやすいユニバーサルデザインによる整備を促進します。

日常生活に密着した路線バス運行を図るため、運行の維持とルートやダイヤの充実を推進します。

鉄道とバス相互や自動車交通などとの連携のとれた公共交通ネットワークの形成を推進するとともに、利用者ニーズを的確に把握し、利用の促進を図ります。

公共交通の未整備地域や交通不便地域の解消を図るため、地域の実情に応じたコミュニティバスなどの運行充実を図ります。

(1) JR 紀勢本線の利便性の向上

- JR 藤並駅の特急停車の増便や利用促進を図ります。
- 紀州路快速のきのくに線への乗り入れを促進します。
- バスやタクシーなどの他交通との連携を図ることにより、公共交通ネットワークの形成を促進します。

(2) バス利用の促進

- 住民ニーズに対応した、路線バス及びコミュニティバスのダイヤや運行ルート等の充実を推進するとともに、住民等に対する利用の促進を図ります。
- 交通空白地の解消に努めます。
- 鉄道やタクシーなどの他交通との連携を図ります。

第2節 潤いある生活空間の整備

1. 市街地の整備とまちなみの形成

現状と課題

市街地は住民生活を支える場所であるとともに、潤いや安らぎを感じることができる場所でもあり、整備にあたっては、利便性の向上を図りながらも、それぞれの地域の魅力を活かした計画的な土地利用による特色あるまちづくりが求められます。

有田川町においては、藤並駅周辺地域が市街地としての機能を持つとともに、まちの玄関機能を担っており、今後ともまちの顔としてさらなる充実が求められます。また、市街地・まちなみの整備に際しては、景観への配慮が求められており、住民一人ひとりの意識の向上など、地域が一体となって取り組んでいく必要があります。

地籍調査については、広大な面積を有する有田川町のなかでも急峻な山間部の調査を多く残しており、適切な土地管理を進めるため、町全体の完了に向けて、計画的な事業の推進に努める必要があります。

住民からの提言・・・

- 街灯の数を多くしてほしい。
- さまざまな団体、組織が交流できる機会、体制をつくってほしい。

施策の方向

指 標 地籍調査進捗率

目標値 50.0% (H18地籍調査進捗率…30.9%、H22地籍調査進捗率…41.7%)

地域の健全な発展と秩序ある整備を図り、市街地、住宅地、農山村等それぞれの魅力を活かした計画的な土地利用を推進するため、都市計画や国土利用計画の見直しを進めます。

人々が集い、さまざまな交流機会を生みだし、活力あるまちを創造するため、地域の生活拠点となる市街地の整備を推進します。

有田川町特有の農山村や自然景観、歴史漂う景観等、それぞれの環境や景観に配慮したまちなみの形成を推進するとともに、住民一人ひとりが景観を守る風土の醸成を図ります。

(1) 市街地の整備

- 人々の集いの場となる市街地や地域の生活拠点の計画的・総合的な整備を図るため、今後も、特色あるまちづくりを目指した住環境の整備を推進します。
- 市街地の活性化を図るため、都市計画事業を推進します。

(2) 美しいまちなみの形成

- 有田川町特有の農山村や自然景観、歴史漂う景観などの保全と美しい景観づくりを計画的に進めるため、景観計画及び景観条例を策定し、有田川町における良好な景観の形成の促進及び保全を図ります。
- 地籍調査事業の体制強化を図り、早期完了を目指すとともに、成果の土地情報を広く住民へ提供することに努めます。

2. 公園・緑地の整備

公園・緑地の整備については、地域のなかの憩いの場として、遊具等を設置した公園や自然の魅力を活かした広場、市街地のなかで自然にふれることができる緑地の整備等、住民のニーズが多様化しています。

有田川町においては、遊具の安全性の確保や周辺施設の清掃など、公園の適切な維持・管理、緑地の保全が課題となっています。

施策の方向

指 標	公園・広場が充実していると感じている住民の割合
目標値	40.0% (H18住民意識調査…21.0%、H22住民意識調査…30.1%) ※前期計画では30.0%

住民や訪れた人が潤いと安らぎを感じ、さまざまな交流の機会を生みだすことができるよう、自然や田畑、公園・緑地等、多様なニーズに対応し、だれもが憩うことができる安らぎとふれあいの空間づくりを目指します。

(1) 公園・緑地の整備

- 有田川町の豊かな自然とふれあうことができる公園や緑地整備を推進します。
- 住民と行政が連携し、公園内施設の点検と周辺施設の清掃などの維持・管理に努めます。

第5章 ふれあい、学びあい、生き生きとした暮らし育むまち

第1節 子どもをのびのびと育てる教育の充実

1. 学校教育の充実

現状と課題

多様化・複雑化する社会に対して、児童生徒が個性を生かし、豊かな人間性や確かな学力を身に付け、生きる力を育むことができるよう、学校教育の充実がより一層求められています。

有田川町には現在、小学校14校、中学校が5校あります。一部には校舎の老朽化が進んでいる学校や、教室の空調、施設のバリアフリー化が未整備の学校があり、地震等の災害時には避難所となる施設も多く、子どもたちが安心して学校生活を送ることができる環境の整備が求められています。

学校教育における指導方針に「人間としての調和がとれ、自ら考え、正しく判断し、自らの力でよりよい社会を創造していく心豊かな児童生徒を育てる学校づくり」を掲げ、児童生徒の学力を向上するだけでなく、豊かな感性を培い、他人に対する寛容と思いやりのある心を育むため、芸術・文化にふれる機会の充実や専門家の指導による体験を通じた「生きた学習」を推進し、地域との連携を図るなど質の高い特色ある教育を目指しています。

有田川町では指導主事3名を配置し、学校における教育課程や学習指導、その他学校教育に関する専門的な指導助言を通して学校支援の充実を図っています。子どもたちが育つ地域の特性や文化性を大切にしながら、0歳から15歳までの一貫した教育をめざすため、「学園構想」による中学校区一貫教育を推し進めています。平成23年度からは、「保育所関係業務」を福祉課から教育委員会へ移管し、保育所と学校の連携がより有機的で迅速に行われるように機構改革を行いました。

国際化や情報化等がより一層進展していく中で、将来を担う人材として幅広い分野における教育の機会の充実が求められます。

児童生徒の不登校や非行などについては、国や県の出現率と比較すると、有田川町では低い水準となっていますが、今後もこれらの児童生徒への対応に積極的に取り組んでいく必要があります。児童生徒の問題には、解決が困難なケースが多く、専門的な知識やアプローチが必要となります。有田川町では臨床心理士の資格を有するカウンセラー*を配置し、適応指導教室を開設し、教員や保護者・児童・生徒の面接を実施していますが、更なる充実が求められます。

*カウンセラー：個人の当面する諸問題に対し、相談に応じ、適切な指導・助言を与える専門家。

■小中学校の状況

(単位：箇所、人)

		平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
小学校	学校数	17	17	17	16	16	15	15
	児童数	1,799	1,784	1,753	1,735	1,653	1,559	1,533
	クラス数	107	104	103	98	97	90	90
	教員数	180	179	174	169	166	161	158
中学校	学校数	6	6	6	6	6	6	5
	生徒数	881	884	891	865	885	884	871
	クラス数	37	38	39	37	40	38	38
	教員数	81	83	87	85	89	85	87

資料：学校基本調査(休校中の学校は含まない)

住民からの提言・・・

- 教育レベルを上げてほしい。
- 郡内の学校に通いたくなる魅力ある学校づくりをしてほしい。
- 和歌山に大学を増やしてほしい。
- 休校、廃校の学校を特別養護老人ホームなどの他施設へ転換してほしい。

施策の方向

指 標 学校教育が児童・生徒にとって充実していると感じている住民の割合
目標値 50.0% (H18住民意識調査…30.0%、H22住民意識調査…35.6%)

未来を担う子どもたちが、心身ともに豊かでたくましく成長できるよう、家庭・学校・地域が一体となった教育体制の整備を図るとともに、地域の豊かな資源を活かした体験学習や地域住民との交流を推進し、地域に根ざした、開かれた学校づくりを推進します。

子どものそれぞれの個性を伸ばしつつ、学力の向上と心の豊かさや社会性を育むことができるよう、学習内容の充実を図るとともに、健康と体力の増進を図るため、運動機会の充実と食に関する学習を行う「食育」を推進します。

児童生徒が安心・安全な環境で快適に学ぶことができるよう、学校施設の整備を計画的に進めます。

(1) 特色ある学校づくりの推進

- 各学校において、特色ある教育活動が展開できるよう教育活動奨励金を交付し、課題と実情に対応した取組が迅速かつ効果的に行えるような支援の充実を図ります。
- 保護者や地域との連携を一層促進し、地域に開かれた学校づくりを目指します。
- 子どもの育ちを見据え、保育所との交流や学園内での情報共有、共通実践を進めます。
- 健全な食生活の実現、食文化の継承、健康と体力の増進が図れるよう、給食に地元の農産物を積極的に利用するとともに、発達の段階に応じた食育を推進します。

(2) 健やかに育つための環境整備

- 学校規模の適正化を検討するとともに、幼児教育との連携を図った学校教育を展開します。
- 生活指導・生徒指導の充実を目指し、外部人材（専門家）の活用を含めた校内指導体制の充実を図り、みんなが元気に学べる学校づくりを一層推進します。
- 特別な支援を要する児童生徒への指導（特別支援教育）について、関係機関との連携を図りながら一人一人の可能性を引き出す教育の充実を図ります。

(3) 教育活動の充実

- 地域や児童生徒の状況に応じて、少人数指導やT T指導、教科担任制（小学校）など多様な指導形態による教育活動を展開します。
- 教材の拡充、適正な教育課程の編成や非常勤職員の雇用による学力向上支援を図ります。
- 町内共通テストの実施など、子どもの学習状況と成果を大切にされた指導に努めます。
- 地域の教育資源を活用し、郷土愛を育むとともに、地域社会の一員としての自覚と誇りをもつ機会の拡充を図ります。
- 体力向上の要となる体育授業について、教材研究の深化や地域指導者の招聘により指導の質的向上を図ります。
- ALT（外国語指導助手）を保育所及び学校に配置し、子どもたちのコミュニケーション能力の素地を培うとともに国際理解を深め、英語教育の充実を図ります。
- 学園の取り組みが分かる「リーフレット」を作成し、理解と協力の輪を広げます。
- 保育所とソフト面での連携が図れるよう、教員間や子ども間での交流により一層の推進を図ります。
- 定期的に行う指導訪問を充実させるとともに、教職員が自主的に研修する場を提供します。

(4) 小中学校の学習環境の充実

- 学校生活における児童生徒の安全性及び学習環境を確保するため、小中学校の老朽化に伴う改修、グラウンドやプールなどの付属施設の計画的な整備改修を進めるとともに空調設備の完備を目指します。
- ネットワークシステムの効果的な活用を促進するとともに、ICT教育の充実を目指します。
- スクールバス等の通学対策について、整備改善を図っていきます。
- 少年センターなどとの連携を一層図り、登下校時の安全を強化します。

2. 青少年の健全育成

現状と課題

近年では急激な景気悪化の影響を受け、若者が将来への夢や希望を持ちにくい時代になっています。少子化や核家族化の進行、都市化や情報化の進展などにより、人間関係の希薄化が進み、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

それとともに、いじめや不登校、ひきこもり、ニート*等、青少年を取り巻く問題が増加しており、核家族化や少子化の進行による家庭・地域社会の子育て環境の変化、塾や習い事等に通いゆりのない生活を送る子どもの増加などから、体験・交流活動を通じて、人間関係を構築する能力を育む機会が減少していることが要因と考えられています。

有田川町では、各種団体の活動や、公民館・図書館などにおいて、各種教室、行事を通して青少年の健全育成に取り組んでいますが、今後も子どもたちに社会の基本的なルールを伝えるとともに、地域と家庭、学校が連携を密にし、協力することで地域の教育力を向上させていくことが求められています。

今後は、地域社会と子どもたちがふれあう場の提供とともに、青少年活動団体などへの賛同者、協力者の拡大と活性化及びその運用が大きな課題となっています。

施策の方向

指 標 有田川町子どもサポーター登録人数

目標値 1, 000人 (H18登録人数…613人、H22登録人数…542人)

*ニート：(Not in Education, Employment or Training) 若年無業者。内閣府の定義では「学校に通学せず、独身で、収入を伴う仕事をしていない15～34歳の個人」。

次代を担う青少年が心豊かにたくましく成長することができるよう、地域の社会活動やボランティア活動などへの青少年の参加を促進するとともに、青少年相互、地域との交流等を拡充し、仲間づくりやリーダーの育成を支援します。

青少年の健全育成の基礎となる家庭の教育力向上を図るため、学習機会や相談・支援体制の充実を図るとともに、保護者の交流機会の充実に努めます。

家庭、地域、学校等の連携を強化し、地域社会全体で子どもの成長を見守る体制の整備を図るとともに、地域の子育てボランティア、リーダーの育成を推進します。

(1) 明日を担う人材の育成

- 各種スポーツ大会・子どもの教室などを実施し、その運営への参加を促進し、仲間づくりとリーダー育成を図ります。
- 少年センターを中心に学校、PTA、補導員、子どもサポーター等の連携を密にし、良好な環境づくりを推進します。

(2) 家庭の教育力向上

- 家庭の教育力向上のため、地域・学校・家庭と連携した研修会を行います。
- 図書館において絵本の読み聞かせをベースに乳幼児からのブックスタートや児童向けに親と接する事業や子育ての相談を実施します。

(3) 地域の教育力の醸成

- 家庭・学校・地域の連携を密にし、地域全体で子どもの成長を見守る意識の向上と教育力の醸成のため、子どもサポーターの登録を促進し、子どもを守る日を設定します。
- 家庭・学校・地域が一体となった共育コミュニティの充実を図るため、学校支援ボランティアの登録や、公民館やPTAと連携し、研修会を行います。

第2節 心の豊かさを育む社会教育の推進

1. 社会教育の推進

現状と課題

社会教育の促進は、住民の心豊かな生活を育み、活力のある地域社会を構築するために必要なものです。近年、生活水準の向上や余暇時間の増加により、人々の生活様式や価値観が多様化するとともに、心のゆとりや充実を求める生涯学習への関心が高まっています。

有田川町においては、生涯学習講座や各種教室を多数開催し、公民館では、地域づくりや人づくりを進めるべく、生活に即した教育、学術及び文化に関する各種の事業を行っています。今後は、住民のニーズを把握し、講座の内容充実を図るとともに、さまざまな講座や教室の情報を広く住民に提供することが必要です。

また、学習成果を活かしたボランティア活動や、地域活動への参加は、新たなまちづくりの大切な資源となります。人材をいかに把握し、指導者・学習ボランティアとしてどう活かしていけるかが地域活性化の観点からも課題となっています。学習の成果を発表できる機会や場所の提供、交流・情報交換の場を確立するため、公民館施設等のさらなる有効利用や拠点施設の整備などが望まれています。

図書施設については、有田川町立金屋図書館、有田川町地域交流センター、きび会館図書室、清水コミュニティセンター図書室の4施設が相互に連携し、和歌山県立図書館とも連携することで、図書施設の利便性の向上を図っています。今後は、地域に密着した特色ある図書施設の充実が望まれています。

住民からの提言・・・

- 生涯学習・福祉教育を充実してほしい。
- 子どもたちの体験学習をより一層充実してほしい。
- 地域の歴史、産業を伝える機会を設定してほしい。

施策の方向

指 標 住民 1 人あたりの年間図書貸出冊数

目標値 20 冊 (H18実績…1.9冊、H22実績…13冊)

※前期計画では 4.0 冊

住民が心豊かな生活を送ることができるよう、住民の多様なニーズに応え、自ら学ぶ意欲を育て、自主的に学習に取り組む機会の拡充に努めるとともに、社会教育に関わる団体・グループ、NPO 等の活動の支援と指導者やボランティアの育成に努めます。

地域のコミュニティ活動の拠点となる自治公民館の構築を目指すため、さまざまな公民館活動を支援するとともに、公民館職員の資質の向上と学習活動を支援する人材の育成に努めます。

住民ニーズに対応し、情報収集と学習の場となる特色ある図書館の機能拡充を図ります。

(1) 社会教育機会の提供

- 生涯学習講座や各種教室を開催するとともに、地域・家庭・学校が一体となった共育コミュニティの充実を図るため、公民館での学習成果を生かしたボランティア・地域活動への積極的な参加を図ります。
- 社会教育の拠点となる「地域交流センター」の更なる充実を図り、生涯学習情報の提供を行います。

(2) 公民館活動の支援

- 地域のニーズに応じた公民館活動を展開し、地域の活性化を図ります。
- 各種教室・大会やサークル活動などの公民館活動の情報提供を充実します。
- 住民自ら、「地域の課題」を見つけ出し、その課題を解決できるような「地域の力」を向上できる取り組みを推進します。

(3) 図書施設の充実

- 住民のニーズに対応した蔵書の充実を図ります。
- 電子図書館システム導入による更なる図書館サービスの充実を図ります。
- 利用者にあらゆる情報を提供できるメディアセンターを目指した取り組みを推進します。

2. 人権の尊重

現状と課題

基本的人権の尊重は、明るく住みよい社会づくり、だれもが支え合えるまちづくりを進める上で、最も重要なものであり、住民相互の豊かなふれあいの基礎を築くものです。女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人等、社会にはさまざまな人権問題が存在し、有田川町においても、ドーン計画の意思を継承し、住民一人ひとりの人権が尊重され、家庭、学校、地域、職場等、あらゆる場と機会を通じて啓発活動に積極的に取り組んでいくことが必要です。

また、近年、女性に対する配偶者などからの暴力による被害が、社会問題化しており、その防止と被害者保護の体制整備が必要になっています。

施策の方向

指 標 人権に関する講演会などへの延べ参加人員
目標値 2, 500人 (H18実績…2,250人、H22実績…2,200人)

住民の人権意識の高揚を図るため、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等、あらゆる人権に対する啓発活動、相談事業の充実を図り、人権に対する正しい理解と認識を深め、人権尊重の精神を継承できるよう、人権教育を推進します。また、一人ひとりの人権が尊重される社会を目指し、人権啓発活動等を行う人材や団体の育成・支援を推進するとともに、児童や家庭、ドメスティックバイオレンス(DV)*等の個々の人権課題に対する相談体制、防止対策の拡充を図ります。

(1) 人権意識の向上

- 学校教育や家庭教育、社会教育より、人権に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、人権教育を推進します。
- 講演会や研修会、情報提供、相談事業等の人権意識の向上に取り組むべく活動を引き続き推進し、誰もが住みよいまちづくりに努めます。

(2) 活動組織の育成

- リーダー養成研修を実施することにより、指導者の育成に努めるとともに、人権擁護委員との連携により、相談体制を充実します。
- 人権を取り巻く状況は複雑多岐にわたるため、更なる指導者レベルの向上に努めます。
- 関係機関との連携を強化し、児童や家庭、ドメスティックバイオレンス(DV)等の相談体制、防止対策の拡充を図ります。

*ドメスティックバイオレンス(DV):家庭内で配偶者や家族などから受ける暴力のこと。家庭内暴力。

3. 男女共同参画に対する意識の高揚

現状と課題

社会制度や慣行において、性別による差別や育児、家事、介護等の固定的な役割分担が根強く残っており、男女共同参画の意識の高揚が必要です。また、男女間の経済的格差が大きく、女性の雇用機会や待遇などでは、格差があるのが現状です。男女が社会のあらゆる分野で自立し、性別にとらわれず自分の個性・能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められます。

男女共同参画社会を確立するためには、男女が互いに人権を尊重しながら、社会の対等なパートナーとして助け合い、あらゆる分野へ男女が共に参画し、その個性と能力を十分に発揮できるよう、地域住民への意識改革や、推進体制の整備等を進めていく必要があります。

施策の方向

指 標 女性が社会参画できるまちづくりが進んでいると感じている住民の割合

目標値 30.0% (H18住民意識調査…14.9%、H22住民意識調査…16.2%)

男女がお互いの人権を尊重し、互いに協力し合い、家庭、地域、職場等の調和を図りながら豊かな人生を送ることができる社会を構築するため、推進体制の充実を図るとともに、男女共同参画に対する意識の高揚を図ります。

女性が、政策・方針決定過程の場や家庭、地域での社会活動など、あらゆる分野への参画を促進し、女性の個性と能力を十分に発揮することができるような体制の整備を図るとともに、人材、団体の育成・支援を推進します。

(1) 男女共同参画に対する意識の高揚

- 男女共同参画計画に基づき、総合的かつ計画的に施策を推進します。
- 固定的な性別役割分担意識を見直し、男女が共に支え合い、助け合い、尊重し合い、男性も女性も自由に多様な選択ができるよう、広報・啓発活動、研修会や講習会の開催などの充実を図ります。

(2) 女性の社会参画の促進

- 女性の意見や考え方を政治、経済、社会、文化などあらゆる分野において反映させるため、政策・方針決定過程の場や地域への女性の参画を促進します。
- 女性の社会進出を推進するため、女性自身が関心をもつように男女共同参画社会についての理解を深めていく取り組みを行います。

第3節 歴史・文化振興とスポーツ活動の充実

1. 歴史資源の保存と活用

現状と課題

有田川町には、歴史や風土のなかで育まれた多くの文化遺産があります。これらは長い時間を経て先人より継承された遺産であり、まちの貴重な財産でもあります。その中でも各地域に伝わる行事や祭事、郷土芸能などは後継者不足などの問題から継承が難しくなりつつあります。

文化財資料については、地区ごとに分散して収蔵されており、現状では展示施設がなく、十分な活用ができていません。また、収蔵施設については、老朽化による保存環境の悪化や防火・防犯設備が整備されていないなどの問題があります。

郷土の歴史と文化のなかで生まれ、地域の人々によって継承されてきた文化遺産は、町の貴重な財産です。歴史資源・伝統文化は町の成り立ちを示す資料として、また、観光施策との連携を図るなど、その保存と有効活用することが必要です。

施策の方向

指 標 町内文化財指定所在地に係る説明板及び道路案内板の設置数

目標値 説明板90ヶ所、案内板40ヶ所

(H18実績…説明板20ヶ所・案内板14ヶ所、H22実績…説明板36ヶ所・案内板23ヶ所)

有田川町が育んできた歴史的な文化財を保護活用するため、現状を把握し文化財の保護対策を推進するとともに、住民の文化財保護意識の高揚に努めます。

各地域の歴史や風土のなかで育まれた伝統文化等を保存し、次代へ継承するため、保存会組織等の活動を支援するとともに、伝統文化の後継者育成を促進します。

(1) 文化財の保護・活用

- 文化財の調査研究と資料の収集、収蔵施設の整備に取り組むとともに、住民との協働による保護活用を推進するために、企画展示やパンフレットの刊行、説明板、案内板の整備等を通して文化財の公開普及に努めます。
- 文化財を適切な形で次世代へ継承していくために、計画的な修理を実施し、保存修理や防災防犯設備の充実を図ります。
- まちづくり施策や観光施策との連携を図りながら、地域資源としての活用を推進し、観光振興や地域活性化を図ります。

(2) 伝統文化の継承

- 伝統芸能に関わる保存団体等の育成及び活動支援を図ります。
- 伝統芸能の価値や魅力について広く周知するとともに、国、県や関係団体と協働しながら、より広域な保存体制の構築を図ります。

2. 芸術文化活動の振興

現状と課題

国際化・情報化・少子高齢化などが進行するなか、住民の生活意識や価値観が多様化し、暮らしのなかに潤いやゆとりといった心の豊かさを求める人が増えています。

豊かで潤いのある生活を営むためには、生涯にわたって常に新しい知識を身に付け、自分を磨き、心を豊かにしていくことが大切です。

有田川町では、博物館や美術館を巡る取り組み、公民館主催事業、町主催事業などのなかで、子どもから高齢者まで文化・芸術に親しむことができる事業を展開しています。

施策の方向

指 標 芸術文化事業への延べ参加人数

目標値 3, 000人 (H18実績…1,800人、H22実績…2,000人)

住民の心の豊かさと潤いある生活を育む芸術文化活動の振興を推進するため、講座や講演会、教室等の充実を図るとともに、住民の自主的な芸術文化活動を支援するため、文化協会や各種団体、NPO等の支援を行います。

(1) 芸術文化活動の振興

- 本物の文化・芸術に触れる機会を提供し、文化・芸術の高揚を図ります。
- 芸術文化活動の振興を推進するため、講座や教室等の充実を図ります。
- 自主サークル活動を支援するため、場の提供や発表の機会を設けます。

(2) 芸術文化活動団体等の育成

- 文化協会や自主文化団体などの活動支援を行い、芸術文化の普及を図るとともに、町内外の文化団体との交流を行います。
- 各文化団体との協働によるイベントを行うなど、団体の育成と文化活動の向上を図ります。

3. 生涯スポーツの振興

現状と課題

生涯にわたり、元気で充実した生活を送るためには、心身ともに健康を保つことが大切であり、手軽に楽しめるウォーキングやランニングなどの愛好者が増加するなど、スポーツ・レクリエーション活動を通じた健康の維持・増進への関心が高まっています。

有田川町では、さまざまなスポーツ教室やスポーツイベント（各種行事及び大会）が1年を通じて行われ、体力づくりや健康増進、住民のコミュニケーションの機会としても重要な役割を担っています。また、自主サークルの活動も活発であり、近年、自主運営する団体が増えています。

今後は、住民のニーズに合わせ、スポーツ団体や指導者の育成、施設の整備、スポーツをする機会の提供などの支援を推進し、住民の自主的なスポーツ活動を促進していくことが必要です。

施策の方向

指 標 自主的な健康づくりを行っている住民の割合

目標値 80.0%クラブ（H22実績…53.9%）

いつでも、だれもがスポーツを通して健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、教室や講座などの充実を図るとともに、スポーツを通して住民が広く交流できる機会の充実を図ります。また、住民のだれもがスポーツに親しむことができるよう、スポーツ団体や指導者の育成を推進するとともに、さまざまなスポーツ活動ができるよう、施設の整備を推進します。

（1）スポーツ活動の推進

- スポーツの振興とスポーツを通じた健康づくりを推進し、教室や講座の充実を図ります。
- スポーツ、レクリエーション大会を実施し、住民のスポーツ活動への参加を促進し、体力づくりや健康促進、交流機会の提供を図ります。

（2）スポーツ団体・指導者の育成

- 体育協会、体育指導委員会、スポーツ少年団の活動を支援し、組織の充実を図ります。
- 自主サークルによる自主運営化を推進します。
- 総合型地域スポーツクラブを設立し、指導者の育成を推進します。

（3）スポーツ施設の整備・充実

- 各スポーツ活動の要望に対応できるよう、既存の体育施設の整備や修繕、効率的な運用に努めます。

第6章 住民参加とさまざまな交流により開かれたまち

第1節 人のつながりを育む連携・交流の促進

1. 地域交流の推進

現状と課題

近年、住民意識の変化や核家族化、生活様式や価値観の多様化などに伴い、地域社会の連帯意識や地域への愛着が希薄化しつつあるなかで、近所づきあいや連帯感が生み出す地域社会の教育・福祉・防災・防犯などの機能が期待され、地域コミュニティの役割や重要性が再認識されています。人々の意識の変化、単身世帯の増加や居住年数が短くなりがちなアパート・マンション世帯の増加、世帯あたりの人員数の減少などが、地域のつながりの希薄化の原因としてあげられています。また、山間部においては、過疎化や高齢化により、自治会活動の維持が難しい地区もあり、その対策が必要です。

有田川町においては、区長会などの地域団体の活動を一体化することで、町の一体感を深めるとともに、コミュニティ意識の醸成と活動への積極的な参加を呼びかけ、地域の連帯意識を一層強化するとともに、住民と行政との役割を明確にしながら、地域に根ざしたまちづくりを展開していく必要があります。

住民からの提言・・・

- 地域での交流のために、イベント・サロン活動を充実してほしい。
- 公共施設の貸し出しや有効利用をしてほしい。
- 姉妹自治会を図ってほしい。

施策の方向

指 標	地域での連携・交流が活発に行われていると感じている住民の割合
目標値	50.0% (H18住民意識調査…31.2%、H22住民意識調査…28.9%)

子どもから高齢者まで、世代や男女を問わず、地域のだれもがふれ合い、助け合い、支え合うまちづくりが行えるよう、さまざまな交流施策を推進します。

地域コミュニティを形成するため、住民が自ら行うコミュニティ活動を支援するとともに、情報提供や講座などを通し、地域のコミュニティ意識の高揚を図ります。

住民が主体となってまちづくり活動を行う NPO や各種団体の育成と活動を支援するとともに、地域内外の交流を促進します。

(1) 地域交流活動の支援

- お互いが繋がり、助け合い、支え合うまちづくりを進めるため、地域間、男女間、世代間など、さまざまな交流機会の提供を推進します。
- 公民館を中心に地域の課題を把握し、地域住民が主体となった活動ができるようなコミュニティづくりを推進します。
- 学校・家庭・地域を結ぶ活動として、公民館活動・PTA 活動をより一層強化し、地域コミュニティの充実を図ります。

(2) 住民活動の支援

- 住民が主体となってまちづくり活動を行う NPO や各種団体の支援を推進します。
- 区長会の活動や区長研修を推進し、地域のリーダーの育成に努めます。
- 高齢化等による自治会活動が困難な地域への支援を実施します。
- 住民が主体となる団体との協働によるイベントを開催し、地域間の交流を促進し、各種団体の育成を図ります。

2. 国際交流の推進

現状と課題

近年、社会・経済活動のグローバル化が進行し、住民の国際的な交流活動も活発になるなど、あらゆる分野で国際化が進行しているとともに、人々の価値観も多様化しています。経済活動のボーダレス化や地球環境保全への取り組みなど、現在の生活は世界各国の政治・経済と密接な関わりにより成り立っており、個人レベルでの国際理解や交流・協力の重要性が高まっています。

有田川町では、平成15年にオーストラリア国ダーウィン市、平成18年からは、パーマストーン市とも友好都市関係を樹立し、海外研修などの国際交流活動を実施しているとともに、中国・貴溪市との間で姉妹都市提携調印し、文化的・経済的な交流が広がっており、教育・文化・経済などの幅広い国際交流が見込まれています。

施策の方向

指 標 国際交流事業への参加者数

目標値 50人（H18実績…30人、H22実績…30人）

指 標 中学生海外研修など、国際交流の推進が図られていると感じている住民の割合

目標値 50%（H22住民意識調査…26.3%）

国際化社会への認識を高め、国際感覚豊かな人材の育成を図るため、姉妹都市・友好都市との交流を軸に、あらゆる分野での国際交流活動を推進するとともに、国際交流活動組織等の育成と活動を支援します。

外国人に対応できる観光地づくり、行政サービスの向上など国際化に向けた環境づくりを推進します。

(1) 国際交流の推進

- 国際友好・姉妹都市との交流を中心とした教育、文化・スポーツ、産業、経済などさまざまな国際交流活動を推進します。
- 引き続き、中学生海外研修事業を継続し、住民主体の国際交流活動組織などの設立、育成に努めます。
- 教育面だけでなく、文化・経済においても幅広く交流していくよう努めます。

(2) 国際化に向けた環境づくり

- 国際的な視野を広げる国際性豊かな人づくりを目指し、外国語教育の充実などを行い、国際化に対応できる地域づくりを推進します。
- 姉妹校提携により、学校間の交流、姉妹都市提携による民間レベルでの交流にシフトしていく施策の検討を行います。

第2節 住民が主体となるまちづくりと健全な行財政運営

1. 住民参加のまちづくりの推進

現状と課題

地方分権が進展するなかで、住民に身近な行政を担う基礎自治体として、自主性や自律性を高め、有田川町にふさわしいまちづくりを進めていくことが求められています。

住みよいまちづくりを進めていくためには、住民と行政が自治体を取り巻く状況や課題について共通の認識を持ち、まちづくりに向けて互いに役割と責任を担い、パートナーとしてまちづくりに取り組んでいく必要があります。

有田川町の新しいまちづくりを進めるためには、住民の多様なニーズを的確に把握し、地域の実情に応じた施策の展開を住民との協働により決定し、実施していくことが重要です。

今後、住民の主体性と創意工夫によって自ら地域づくり、まちづくりを担う住民自治へと発展させるとともに、住民が町政に幅広く参画できる仕組みを構築していく必要があります。

住民からの提言・・・

- いろいろな活動に対しての補助について、広く周知してほしい。

施策の方向

指 標 ホームページアクセス件数（月平均）

目標値 15,000件（H18実績…9,455件、H22実績…9,672件）

透明性の高い公平・公正な行政運営を進め、住民と行政の協働体制を確立するため、的確でわかりやすい情報提供に努めるとともに、広聴機能の充実に努めます。

住民のだれもがまちづくりの主役となり、まちづくり活動ができるよう、人材やまちづくり団体、ボランティアやNPOの育成と活動の支援を図るとともに、住民や民間事業者の力を積極的に行政に活かし、住民と行政が一体となったまちづくりを行う体制の整備を推進します。

(1) 住民との情報共有化

- 行政情報を的確かつわかりやすく伝えることができるよう、情報公開に努めます。
- 住民に親しまれ、住民の方の声を取り入れられるような広報紙やホームページの充実を図ります。
- 「町長への手紙」「なんでも通信」など、住民の声を反映した町政運営に努めます。

(2) 住民の参画と協働の促進

- だれもがまちづくりの主役となれるよう住民自治を推進し、まちづくり団体、ボランティアやNPOの育成・支援に努めるとともに、地域活動を支えるまちづくりリーダーの育成に努めます。
- 自治会及びまちづくり団体への「ふるさとづくり事業補助金」などにより、住民自治活動を支援します。
- 住民と協働によるまちづくりや地域活性化を目指すための取り組みを行います。

2. 住民サービスの向上

現状と課題

少子高齢化の進展により、社会保障関係経費の増加、労働力人口の減少、地域社会や世帯構成の変化等が見込まれ、公共サービスも少なからず影響を受けるものと懸念されています。

これまで個人や家庭において対応してきた子育てや介護、地域における防犯や防災などの課題にも公共サービスによる対応が求められるようになっていきます。

行政に求められる住民サービスも変化しており、これらのニーズに対応するためのシステムの構築と職員の質の向上が求められています。

住民の利便性を高めるよう迅速かつ正確な事務処理と行政サービスの向上に努めるとともに窓口サービスについても充実を図る必要があります。

住民からの提言・・・

- 休日窓口の拡充を図ってほしい。
- 公共施設の有効利用を図ってほしい。

施策の方向

指 標 役場職員の対応が悪いと感じている住民の割合

目標値 0% (H18住民意識調査…20.0%、H22住民意識調査…19.5%)

さまざまな住民ニーズを的確に把握し、迅速かつ適切な行政サービスの向上を図るため、各種届出・相談等の窓口業務の充実を図るとともに、ITを活用した電子自治体の構築を推進します。

(1) 行政サービスの向上

- さまざまな住民ニーズに対応するため、各種届出・相談等の窓口業務の充実や、ワンストップサービスによる住民サービスの向上を図ります。
- 住民の利便性や迅速かつ正確な行政サービスの一環として町ホームページや広報誌などを活用し、各種申請や案内・広報などを行います。
- 個人情報保護に配慮しながら、住民サービスの向上を図ります。

3. 行財政運営の効率化

現状と課題

少子高齢社会の進行、情報化・国際化の進展など社会情勢は大きな時代変革を迎え、また、地方分権が進むなか、多様化・高度化する住民ニーズに対応した住民福祉の向上と地域の活性化を目指し、施策の展開を図ることが求められています。

地方分権一括法などによる地方分権改革や三位一体改革などにより、地方自治体を取り巻く状況は大きく変化しています。

有田川町においては、普通交付税の合併算定換えによる経過措置が平成 28 年度から段階的に 5 年間で減少し、非常に厳しい財政状況が予想されることから、平成 18 年度に策定した行政改革大綱路線を継承し、財政規模に見合った行財政運営を目指して、第 2 次行政改革大綱を策定し、健全な財政運営の推進を図っています。

今後は、住みよい魅力的なまちづくりを推進していくために、自立した地方自治体が自己決定と自己責任の原則のもとに、コストとサービスのバランスを考えながら、住民の視点に立った行財政運営に努め、限られた財源や組織を有効に活用するシステムの構築が必要となります。

施策の方向

指 標 経常収支比率*

目標値 80.0% (H17実績…93.1%、H22実績…84.4%)

多様化する行政課題や住民ニーズに的確に対応するため、限られた財源の計画的かつ効率的な活用と自主財源の確保を図るとともに、事務の効率化とコスト意識を徹底し、効果的な事務事業の展開を推進し、適正な財政運営に努めます。

長期的な展望のもと、事業の進捗管理や事務事業評価などに基づき、施策の改善・見直しを図るとともに、行政改革を推進し、効率的な行政運営を図ります。

*経常収支比率：人件費・扶助費・公債費などの義務的性格の経常経費に、地方税・地方交付税など毎年連続して経常的に入ってくる一般財源が、どの程度充てられているかを示す指標。

(1) 健全な財政運営

- 財政の現状や問題点を把握し、改善に向けた確に対処するため、財務諸表を充実させるとともに、計画的な事務事業の展開と財政運営を図ります。
- 緊急性・重要性など費用対効果を踏まえた事務事業の統廃合や負担金・補助金の適正化を図るとともに、事務の効率化とコスト意識を徹底し、人件費や物件費などの経常的経費のきめ細かな節減を進めます。
- 行政の公平性保持のため、使用料・手数料などについて、受益者負担の適正化を図り、新たな財源の創出など積極的な自主財源の確保に努めます。
- 国・県支出金などの特定財源について、有利な財源の積極的な活用を図るとともに、地方債について、将来の財政負担を考慮し、計画的な活用を図ります。
- 公共用財産については、施設の統廃合、広域的利用、需要の多い利用目的への転用、施設の改修等できる限り既存施設の有効活用と合理化を図ります。
- 公共施設の管理運営については、公共施設間の連携、ボランティア団体等の活用を積極的に進めるとともに、指定管理者制度の導入を検討し、施設の効率的、効果的な運営管理を目指します。
- 適正かつ公平な税の賦課に努め、収納率の向上を図ります。

(2) 行政改革の推進

- 行政の組織機構の簡素化・効率化を推進し、職員の効率的配置と職員定数の適正化を図ります。
- 行政活動を評価し、常に事務事業の点検と見直しを行う行政評価システムの活用を図り、効率的な行政運営に努めます。
- 経費の削減、民間活力の導入、事務のO A化の推進など事務事業の見直しや合理化を進めるとともに、施策の事業効果、費用対効果、優先度を考慮しながら財源の重点配分を図ります。
- 行政運営・行政改革の原動力となる職員力・組織力の向上を図るため、人材育成基本方針のもと、目標管理制度や人事考課制度、職員研修、新たな職員採用試験の導入などの活性化策を講じ、「人材」に注目した真の行政改革を実現します。

4. 広域行政の推進

現状と課題

情報化の進展や社会環境の変化に伴い日常生活圏は広域化しており、住民ニーズの多様化などもあり、行政のさまざまな分野で町域を超えた質の高い行政サービスが求められています。

有田川町では、老人福祉施設や休日急患診療所等の福祉や医療分野、ごみ・し尿処理等において、広域的な連携が図られています。

今後は、本格的な地方分権の進展や広域行政需要の増大・多様化に対応していくため、関係市町と連携を強化しながら、新たな広域行政についての検討を進める必要があります。

施策の方向

広域的な対応が効果的、合理的な業務の研究と取り組みに対し、関係市町との協力体制の充実を図るとともに、広域連携による事務事業の充実と効率化を推進します。

(1) 広域行政の推進

- 広域的な対応が効果的、合理的な業務や、広域的な取り組みが必要な行政課題の研究と、関係市町との連携、協力体制の充実に努めます。
- 有田周辺広域圏事務組合における事務事業の充実と効率化を推進します。